

令和３年第７回平取町議会定例会（開 会 午前９時３４分）

議長

皆さんおはようございます。只今より本日の会議を開きます。只今の出席議員は１１名で、会議は成立いたします。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第１２２条の規定によって、５番金谷議員と６番萱野議員を指名いたします。

日程第２、会期の決定を議題とします。このことにつきましては、６月１５日に議会運営委員会を開催し協議をしておりますので、その結果を議会運営委員会委員長より報告願います。１番櫻井議員。

１番
櫻井議員

本日召集されました令和３年第７回平取町議会定例会の議会運営につきまして、６月１５日に開催いたしました議会運営委員会において協議をし、会期につきましては、２２日、２３日の２日間とすることで意見の一致を見ておりますので、議長よりお諮り願います。

議長

お諮りします。只今議会運営委員会委員長より報告がありましたとおり、会期は本日から明日６月２３日までの２日間とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から明日６月２３日までの２日間と決定しました。

日程第３、諸般の報告を行います。

監査委員より、令和３年４月分の出納検査の結果報告があり、その報告書をお手元に配付しております。次に、日高西部消防組合議会、平取町外２町衛生施設組合議会、胆振東部日高西部衛生施設組合議会に関する報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておりますのでご了承願います。また閉会中の諸事業について、配付資料のとおり報告いたします。以上で諸般の報告を終了いたします。

日程第４、行政報告を行います。１、要望経過報告について町長より説明をお願いします。町長。

町長

それでは、要望経過報告について報告をさせていただきます。別紙１をご覧くださいと存じます。日高総合開発期成会要望でございます。内容は、令和４年度日高地方の総合開発に関する提案要望となっております。内容ですけれども、日高自動車道を核とする道路網整備、災害に強い地域づくり、農林水産業の振興、特色ある地域文化の創造、地域医療、福祉体制の充実などとなっております。あわせて日高自動車道の早期整備に関する提案も行っております。要望先は北海道知事、北海道議会議長、管内選出道議会議員はじめ各会派の道議会議員、北海道開発局長、室蘭開発建設部長、室蘭建設管理部長ほかとなっております。今回の要望でございますけれども、新型コロナウイルス予

防の観点から直接の訪問はせず、5月26日付で要望書を送付してございます。要望者は日高総合開発期成会となっております。以上、要望経過を報告いたしました。

議長

次に2番、日高地域広域公共交通確保に向けた協議について説明をお願いいたします。町長。

町長

日高地域公共交通確保に向けた協議についてということで報告をさせていただきます。別紙2をご覧くださいと存じます。ご存じのように、令和3年4月1日からJR日高線はバス転換されてございます。JR日高線廃止バス転換にかかるJR北海道はじめ関係機関との様々な協議を行ってまいりました。日高町村会に代わりまして、バス転換等にかかる全ての協業を担うこととなった日高地域公共交通確保対策協議会が組織されてございます。本協議会は、日高線の廃止に伴う公共広域交通の在り方を検討するとともに、これを持続的に確保するため、管内7町で協議することを目的としてございます。

今回の行政報告でございますけれども、廃線に伴いJR北海道から拠出された地域振興費の名目で配分される5億円について報告をさせていただきます。今までもこの配分の方法については、協議をされてきたところですが、6月7日開催の協議会の総会で正式決定をされたというところでございます。別紙にあるとおり、6月7日総会の内容は記載のとおりでございまして、全て可決になってございます。配分に関する考え方でございます。①といたしまして、これまで7町における共通負担金に用いてきた町村会ルールにより、町の規模に応じて配分する、これを50%。そして鉄道駅のあった町に対して鉄道割と称して交付する。これは鉄道のない平取町とえりも町除く5町に配分するという内容になってございます。今回の算定はまちづくり支援金、今回に限るということにいたしまして、今後新たに発生する負担等も含めた経費等の負担は、改めて協議をするということになってございます。下の平取町への配分でございますけれども、町村会ルール50%のうち、均等割が1785万7143円。また、財政割といたしまして、標準財政規模に応じた額でございますけれども、これが1271万2500円。合計3056万円、全体の6.1%となっております。本支援金の使途についてですけれども、当面、基金積立てをいたしまして、充当事業の検討をしてまいりたいというふうに考えてございます。以上、報告とさせていただきます。

議長

次に3、令和3年6月4日、低気圧に伴う被害状況につきまして、副町長に説明をお願いいたします。副町長。

副町長

はい。それでは令和3年6月4日、低気圧に伴う被害状況等について報告をし

たいと思います。別紙3をご用意願います。まず、被害状況ですけれども(1)の土木被害ということで、道路の一部損壊が1件、倒木処理が10件で合計10か所で60万円の損害金額です。(2)の農業被害ですけれども、これについては、旭地区が2か所、岩知志地区が1か所の取水工土砂堆積ということで3か所で80万円の被害金額となっています。(3)林業被害ですけれども、林道の二風谷線路肩崩壊ということで1か所と、倒木処理ということでヌタツブ林道と林道二風谷線の1か所、合計3か所ということで198万円の被害金額となっております。その他ということで、文教施設で3号チセとなっておりますが、今は5号チセということになっていまして、アシクネチセとイオルの倉庫ほかということで3か所の被害状況で197万円の被害金額となっています。光ケーブルにつきましては、貫気別地区の1か所ということで25万円の被害金額となっています。その他道道を倒木が2か所。あと停電につきましては18時37分から21時30分ということで、紫雲古津、去場、荷菜、本町、小平、二風谷については20分程度でしたけれども、川向地区につきましては21時30分まで停電という形になっています。その他の合計が14か所で222万円の被害金額となっています。被害金額合計額が31か所で560万円となっています。2の避難等については特にございませんでした。3の降雨状況ですけれども、この表のとおりで累加雨量100ミリを超える地区が3地区あったということとなっています。以上、令和3年6月4日、低気圧に伴う被害状況等について報告いたします。

議長

次に4、新型コロナウイルスワクチン接種状況につきまして副町長に説明をお願いいたします。副町長。

副町長

それでは新型コロナウイルスワクチンの接種状況について、別紙資料により説明をさせていただきます。本日も道新でも報道されていましたが、当町の状況について報告をさせていただきます。まず(1)の接種券の案内につきましては、6月21日現在65歳以上全ての方に案内が済んでいるという状況になっています。65歳未満の方への案内についてはこれからということですが、この65歳未満の方からウェブ予約の開始を予定としています。未満の方々の順序についてはこの以下の通りですけれども、まず60歳から64歳の方及び基礎疾患を有する方。これは全年齢ということになっていますけれども、ここは接種体制に応じて年齢を区分して行うという形になっています。また(4)のその他の③で書いてあるとおり、基礎疾患を有する方については、保健福祉課の保健推進で申請及び予約を受け付けるという形になっています。接種券の案内については、50歳代、12歳から18歳、40歳から29歳、19歳から39歳というこの順で案内をしていきたいと考えています。米印で重症化予防及びクラスター発生予防の視点により、このような接種順位としています。③でキャンセル及び優先接種への対応ということで、米印の中

で感染予防対策を講じることが難しい対象に係る職種、あるいは行動範囲が広く、感染が拡大しやすい対象に係る職種ということで、養護学校の職員や保育所の職員、子ども発達支援センターの職員、平取高校、中学校、小学校とそれぞれ職員と教育委員会学校関係職員等という順で進めていきたいというふうに考えています。これらにつきましては、米印の3つ目に書いてますけれども、7月10日、高齢者の1回目の接種終了後に、各回6回の優先枠を設けて接種を行いたいというふうに考えています。(2)の接種率ですけれども、①で65歳以上の接種率については、6月21日現在50.6%となっています。高齢者については、7月中でワクチン接種については終了するという事になっています。また②ということで医療従事者等は完了しています。また介護施設等の勤務者については、1回目の接種が終了しているという状況になっています。(3)で今後の接種のスケジュールということですが、6月下旬以降、平日、水、木、金と、木曜日は専門外来のない日ということになりますけれども、それで接種数の増加を図り、休日の接種については、6月、7月同様に、あるいはそれ以上の接種を進めていながら、9月末までには接種を完了するという予定となっています。(4)その他ということで、65歳以上の未接種者への対応につきましては、接種について再度ご案内をしていきたいと考えています。また、コールセンターの状況については、電話は以前よりはかなりつながりやすい状況となっていて、利用者も増えている状況となっています。また6月28日以降はバスの予約は、保健福祉課保健推進係で行う予定となっています。③で先ほど説明しましたが、基礎疾患を有する方については、保健福祉課保健推進係で申請及び予約を受け付けるという形になっています。以上、新型コロナウイルスワクチンの接種状況について報告をさせていただきます。

議長

次に5、平取町教育行政に関する報告につきまして、教育長に説明をお願いいたします。教育長。

教育長

平取町教育行政に関する報告をいたします。はじめに小中学校の現況についてご説明申し上げます。令和3年度町内小中学校の入学式は、小学校で4月7日、中学校では4月8日に実施され、また1学期の始業式は小中学校とも4月7日に行われております。既に3か月が経過しようとしているところでございます。令和3年度における児童生徒の状況におきましては、最新の6月14日現在におきまして、小学校5校あわせて240名、中学校2校で122名、合計で362名となっております。このうち、特別支援学級への入級者につきましては小学校12名、中学校4名となっております。児童生徒の総数では、前年度より小学校で8名の増、中学校では4名の減となっているところでございます。教職員体制としましては、校長3名、教頭4名が新たに赴任となり、あわせて一般教職員につきましても異動がありましたが、児童生徒及び保護者、地域と

も積極的に信頼関係を構築することに努め、各学校における指導体制は現在築かれているところでございます。町単独採用となります教員につきましては、中学校2名、時間講師が小学校1名、特別支援教育支援員につきましては、小学校5校、中学校1校において、あわせて12名を配置しているところでございます。また、本年度における全国学力・学習状況調査につきましては、5月27日に実施されたところでありますけれども、当町におきましても、全学校参加するとともに、実施後速やかに自校採点を行う中で、家庭学習の定着、読書活動の推進、ノート指導などを含めた学校改善プランの見直しについても取りかかっているところでございます。なお、詳細な結果が国より公表され次第、議会にもご報告をさせていただきます。また、町独自で行っております標準学力調査につきましては、同日において全ての小中学校で実施し、小学校2年生から5年生、中学校1・2年生が受けており、その結果が出次第、各学校に戻して課題等の分析、把握に役立てることとしてございます。

次に学校行事につきましては、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言が5月17日から6月20日まで出されておりましたが、中学校での体育祭、小学校における運動会におきましては、感染対策に努め規模縮小で実施をしており、雨天順延等ありましたけれども、昨日6月21日までに無事終了したところでございます。また、小中学校の修学旅行については、当初より実施を夏以降にしており影響は今のところ出ておりません。昨年度は、多くの行事が中止や延期、規模を縮小しての実施となりましたけれども、今年度につきましては、できる限り実施をしていくこととして各学校及び保護者に伝えているところでございます。緊急事態宣言中は、中学校の部活動、少年団活動につきましては自粛をしておりましたが、中体連日高地区大会が開催されることに伴い、大会参加部活のみ北海道の方針にのっとり、6月1日より活動再開をしてきたところでございます。

次に公営塾平取義経塾につきましては、今年度は6月1日現在、中学生94名、高校生35名の129名が登録をして受講が始まっている状況でございます。中学生の77%、高校生の58.3%が通塾している状況でございます。今後、高体連、中体連が終了した後に受講生がまた増えることが予想されるところでございます。また、今年度5月より振内支所2階で塾の振内教室を月2回、基本的には土曜日に開設するというので、5月は延べ31名の中高校生が通っております。6月19日には13名が通塾しており、振内地区中高校生の通塾環境の整備を進めているところでございます。

社会教育におきましては、児童館・児童クラブのない地区の小学生の放課後の居場所づくりとして実施をしております放課後子供教室、これを紫雲古津、二風谷、貫気別地区で今年度も開設をしており、紫雲古津地区36名、二風谷地区16名、貫気別地区33名の児童が参加をしております。また、振内、本町2地区で開設されております高齢者大学につきましては、今年度48名の方が入学しております。貫気別地区につきましては残念ながら入学希望者が少なく、

貫気別の明成大学役員と協議の結果、休止となってございます。現在、2地区の高齢者大学については、コロナの影響により学習活動は休止をしている状況です。活動再開については今後の状況を見極めながらとなっております。

社会体育では遊びを中心とした体力づくり、リトルラビッツスポーツクラブを本町では小学校1年から3年、貫気別地区では1年生から6年生を対象に、また、昨年まで参加児童が少なく休止をしていた振内地区についても、今年度1年生から6年生までを対象として実施をしております。3地区合計で58名の子供たちが参加をしている状況でございます。

文化財課におきましては、緊急事態宣言中は博物館、歴史館、工芸館、開拓財産展示施設、二風谷コタンチセ群については休館となっており、現在改修工事中の沙流川歴史館を除いて6月21日から施設を再開したところでございます。また、6月6日に実施予定でありましたマンロー先生を偲ぶ会につきましても、コロナの影響で今年度中止となっております。なお、北大文学部が管理をしております二風谷旧マンロー邸については、今年度も内部は非公開ということになりました。ただ外観のみ見学可能となっております。

図書館についても緊急事態宣言中は閉館をしておりましたが、電話予約、インターネット予約による図書の貸出しを行っており、5月18日から6月13日までで78人、192点の貸出しを行ってきております。最後に、緊急事態宣言により休館しておりました施設につきましては、宣言の解除により6月21日より再開をしております。以上、本年4月からの教育行政にかかる報告とさせていただきます。

議長

以上で行政報告を終了します。

日程第5、一般質問を行います。各議員から質問事項はお手元に配布したとおりであります。この順序により質問をいたします。7番四戸議員を指名します。7番四戸議員。

7番
四戸議員

7番四戸です。提出しておりました質問事項につきまして、質問していきますので、よろしくお願いいたします。全国、私たちの町平取町も年々高齢化が進みまして、町の人口の約36%が高齢者であります。この高齢化により、独居での生活者も増えてきています。過去5年間で、孤独死されている町民の方も増えてきております。また、この2年間コロナの影響を受けまして、遠くにいる子供さんや孫さんたちも親に会えない日が続いております。さらには、サロンなども中止が続き、自宅で過ごす日が多く、独居の町民の方の認知症や病気等が心配です。このような町民の見守りにつきましては、福祉課を中心に民生委員や社協、また自治会の福祉委員、さらには2年前にできました市民後見人制度などで支援が進められていると思います。これから増える高齢者の支援対策として、さらにもう一步進んだ見守り方が出来ないか、3点に分けてお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず1点目ですが、平成30年に統合型GISについて議会でも説明を受けておりますが、現在このGISが3年間経過しております。この3年間どのように活用されてきたのか、また今後どのように活用されていくと考えているのか、具体的な説明をお願いいたします。

議長

まちづくり課長。

まちづくり課長

はい、只今の質問にお答え申し上げます。統合型GISの導入につきましては今質問にもあったとおり、令和元年度に導入費用を予算化しまして導入をしております。現在、統合型GIS地図情報システムが導入されている部署につきましては、税務課、まちづくり課、総務課、建設水道課、産業課、農業委員会、町民課、振内・貫気別両支所、保健福祉課、教育委員会生涯学習課、日高西部消防組合平取支署となっております。事業の概要につきましては、要支援者の支援台帳システムの導入と、統合型GISと言われる地理情報システムを同時に導入するという事業となっております。要支援者の台帳システムにつきましては、住民記録、固定資産情報等を管理する総合行政システム内に要援護者支援台帳のシステムを構築して、住民記録ですとか固定資産情報のほか、要援護者支援台帳システムの構築に必要な介護情報、地域包括情報、障害者情報など、6部門のシステムデータを連携して実効性のある要援護者支援台帳を整備しております。同時に整備を進めてきた地理情報システムにつきましては、地理情報及び付加情報をコンピューターの地図上で可視化するというものでございまして、情報の関係性、傾向などわかりやすい形で利用管理できる地図情報を多くの関連部署が連携し、運用できるように統合しているものでございます。同時に多くの情報を共有することが実現してきたかと考えております。導入された要援護者支援台帳に集約された情報、こちらを地理情報システムと連携させて、多くの情報の見える化を図ってきているところです。現在、令和元年度に導入されたもので要支援者台帳のベースになるものは既にできている状況で、要支援者台帳の打ち出しが可能となっております。こちらと地図情報のひもづけについても、大部分整理がされてきているところです。もともと今整理をされてきたものに、条例等でその他に位置づけられていた、例えば妊婦さんですとか、そういった情報も今追加しようということで、さらに加えて整備を随時実施しているところです。今現在は、各部門で入力をお願いするところもありまして、そういった連携を図りながら、常に精度の高い、その時の実態が把握できるような台帳整備を行って、それを可視化して各部署で活用するという作業を実施しているところです。細かいルールづくりですとか、そういったことについて随時、今は協議をしてより充実した活用ができるように準備を進めている段階でございます。以上です。

議長

7番四戸議員。

7 番 四戸議員	ありがとうございます。課長の今説明で町民課や税務課、結構の担当課で活用しようとしている、活用している担当課もあると思うのですけれども、今要支援者の話も出ましたけども、聞いた話では福祉課ではまだ活用整備が整っていないと聞いているのですが、その辺はいかがでしょう。
議長	保健福祉課長。
保 健 福 祉 課 長	はい、お答えいたします。整備が整っていないというわけではなくて、入力の方は既に大体のところは終わっているような状態であります。
議長	7 番四戸議員。
7 番 四戸議員	それであれば、コロナのこともあったと思うのですけれども、今後においては高齢者に対しても活用していけるというふうに考えておいてもよろしいのですか。
議長	保健福祉課長。
保 健 福 祉 課 長	はい。おっしゃるとおり今後において各個人の高齢者とか独居老人の方の情報をその内容を見ながら活用していきたいと考えております。
議長	7 番四戸議員。
7 番 四戸議員	先ほど申したように高齢者も増えてきておりますので、こういうものも活用しながら高齢者の支援に当たっていただきたいと思っております。 2 点目に入りますけれども、先ほども前段で話しておりましたが、特に独居の高齢者の支援状況についてでございますが、これについてちょっとお聞きしたいと思います。高齢者の支援対策として、今までは福祉課を中心に民生委員、社協また自治会の福祉委員など、数々な支援が行われておりますが、私の聞いたところでは、社協や自治会の福祉委員などは、この5年間そういう動きは取っていないというふうに聞いております。今言われた民生委員だとか社協、自治会の福祉委員なのですけれども、この辺とやはり連携した業務の在り方が足りないと思います。そういう点につきまして、今後、担当課がどのように考えているのか。また、65歳以上の独居の方が今581名います。緊急通報システムを利用している町民の方は28名です。何故、ほかの町民の方は、この緊急システムも利用されないのか、その点についても伺いたいと思います。
議長	保健福祉課長。

保 健 福 祉 課 長	はい。自治会の福祉委員の方の関係ですけれども、まず自治会の方には、助け合いネットワーク活動推進事業ですとか、あと老人クラブなどを通じた見守り活動を中心に活動を行ってもらっているところでもあります。また、65歳以上の独居の老人の方の緊急通報サービスを導入しない理由ということですが、まず緊急時における行動が困難な方に対するサービスとなりますけれども、まちだよりや地域包括支援センターの職員が訪問時にチラシを持参して説明はしていますけれども、独居の高齢者が元気なうちは設置の必要性を感じていないことが一つの原因かと考えております。また、緊急通報サービスを導入というか、設置しても身体に異常をきたした場合には、軽度であれば通報ボタンのほう押せるのかとは思うのですけれども、重度になると通報ボタンを押すことすら出来ないことも一つの要因かと考えております。
議 長	7 番四戸議員。
7 番 四戸議員	その辺が利用出来ていない理由なのか、私も今の課長の答弁だけでは理解できないところがございます。これは一つの例でございますけれども、今年の令和3年に入りましても孤独死が本町でございました。亡くなられてから20日ぐらい経っていたそうでございます。また、このコロナの影響で自宅から外に出られずいた独居の女性の方が、尋ねて来ました友人の前で突然と倒られました。当然、その友人はすぐに消防に電話をし救急隊が来ました。消防が来たときには、もうこの方は心肺停止の状態だったそうです。その救急隊の賢明なる措置で息を吹き返したそうでございます。その後、ドクターヘリで札幌の病院へ運ばれ、現在は流動食になりまして平取町には戻ってこれないということでございます。このような事態が増える中、今先ほど言いましたGIS等などを使いまして、もっと進んだ高齢者の見守り支援が出来ないか、もう一度伺いたいと思います。
議 長	保健福祉課長。
保 健 福 祉 課 長	はい、今のところそういったGISを使ったような見守りはちょっと難しいかとは思います。自治会ですとか、あと民生委員の方に小さな見守り活動というようなことで、例えばカーテンが長期間開いてないですとか、あと郵便受けに新聞等が長期間たくさん挟まっているですとか、そういうような見守りをしていくことが重要じゃないかと担当のほうでは考えているところです。
議 長	7 番四戸議員。
7 番 四戸議員	それはある程度のデータですから、なかなかデータばかり整備されても支援のほうは人がやることですから難しいと思います。さっきも言いましたけれども、

この5年間、社協や自治会の福祉員が携わっていないんです。民生委員の人は当然それなりに動いてくれると思いますけれども、要するに今後この連携は、もう一度聞きますけれども、本当にやれるのか。やろうとしてできるのか、その辺についてもう一度伺いたいと思います。

議長

まちづくり課長。

まちづくり
課長

はい。要援護者支援台帳の関係でいくと、その提供に関する条例という中で、提供先が法律にもひも付けられているんですけども、消防機関、警察機関、社会福祉協議会、民生児童委員、自主防災組織、その他となっていますので、このGISの情報については、名簿の提供等一定の手続をとれば、民生児童委員さんとかにも行うことができるということになりますので、こちらが提供したその台帳情報をさらに個別計画という段階に進めていただくことで、情報共有したり有効に高齢者施策に活用できるものかと考えています。その辺の地図情報の整備を今ルール化して具体的に進めようとしているところですので、そちらの目処がついてくると、議員のおっしゃるような地図情報と関連づけた活用の幅も広がってくるものと考えています。その辺についても随時進めていけるように図っておりまして、できれば次の民生児童委員さんの集まりのときには、我々も地図情報システムの管理の観点から少し伺ってお話等をさせていただければと計画しているところです。

議長

7番四戸議員。

7番
四戸議員

何回も言っておりますけれども、増え続けている高齢者に対して、そういう支援対策よく検討して見ていただきたいと思います。

3点目の市民後見人制度についてでございますが、これについて伺いたいと思います。過去の話になると思いますが、この制度がまだ立ち上がらないとき、平取町の町民の2人がプロの後見を受けておりました。しかし、年々増えてきている高齢者の後見を、プロの人が支えられなくなっているのが現状でございます。そこで、いち早く立ち上げたのが平取町の市民後見人制度でございます。平取町では20人の後見する人がいらっしゃいます。その中ですぐに後見できる人は現在は10名ぐらいです。さらに、現在2名の町民が市民後見の支援を受けております。現在はもう1人の町民の方が後見の手続、静内の裁判所ですね、申請中でございます。その方が出ますと3名となり、今後増える高齢者を支援する後見の人が、現在これから十分ではないと思いますが、この点につきまして、担当課はどのようにお考えなのか伺いたいと思います。

議長

保健福祉課長。

保 健 福 祉 課 長	はい。今四戸議員がおっしゃるとおり、平取町の市民後見人の登録者数ですけれども、9名となっております。受任予定を合わせて3件に、市民後見人6名が活動もしくは活動予定となりますので、今後高齢者が増加して市民後見人を利用する方の増加が予想される中、市民後見人登録者数は十分とは言えないようなのが現状であります。そうしたことから、今年度平取町社会福祉協議会に委託して市民後見人の養成講座の開催を予定しているところであります。
議 長	7 番四戸議員。
7 番 四戸議員	今課長が答弁にありました市民後見人を増やすために、要するにこれからそういう場を設けるという話でございますけれども、そこで、今後、後見をする町民の方が増えてくると思いですか。その辺について、もう一度答弁お願いします。
議 長	保健福祉課長。
保 健 福 祉 課 長	はい、募集してみないと何とも言えないところもあると思うのですけれども、増えてほしいというのが正直なところの気持ちであります。
議 長	7 番四戸議員。
7 番 四戸議員	課長だけの答弁では無理だと思いますので、今までの独居の高齢者の見守り対策について、副町長もお聞きしたと思いますので、最後になりますけれども副町長の考え方をお聞きして質問は終わりたいと思います。
議 長	副町長。
副町長	はい。それでは高齢者の見守りという視点でお答えをしたいと思います。 まず、高齢者の人口ですけれども、今回、今年からスタートした介護保険の計画の中では、現在1700人台の高齢者がいますけれども、令和7年、2025年には1630人という形で高齢者は減るのですけれども、実際人口の割合としては高齢者が増えてしまって、今よりも高齢化率が上がってしまうというような状況になっています。あと見守りというか、独居高齢者について特にこの社会的活動がどうかというような、今回、介護保険計画をつくる上ではアンケートを実施しまして、その中では地域活動への参加というところでは、なかなか参加意欲がないというか、4割ぐらいの方は余り参加したくないという方もいます。今サロンなども実施をしていますけれども、そのサロンについても参加意欲でいけば、5割以上の方が参加したくないというような、そんなアンケートとなっていて、その理由としては、4割の方は交流とか人との交流が苦手というような状況になっているので、なかなか今もサロンの関係ですと

かいろいろ高齢者に対しての取組はしていますけれども、やはりかなりの工夫が必要かなというふうに考えています。その中で四戸議員がおっしゃったその見回りの関係ですけれども、町でいけば高齢者の交流サロンですとか、あるいは支援者マップですとか、あるいは先ほど出てました緊急通報システム、配食サービスなども、あと介護予防把握事業ということで、包括支援センターのほうでは独居高齢者及び気になる高齢者の把握なども行って、民生委員さんについては身近な相談相手という形で、町としてはやっています。また、社協の取組も出てましたけれども、社協の中では助け合いネットワーク事業もこれもほぼ出来てからかなり経つ制度だと思いますけれども、その中では、特に昼食会の事業というのが、今メインでやられています。交流機会の提供ということでやっているようですけれども、そのほかにもこの事業の中では助け合いチームづくりというのが本来ありまして、定期的な訪問ですとか声かけ運動とか除雪だとか引っ越しだとか、そういう事業をチームでつくって、それに社協としていくらかの事業費の補填をするというような制度となっています。また、福祉委員のお話も出てましたけれども、これもできてからかなり経つ制度ですけれども、自治会単位の小地域ごとに配置された地域の見回り、声かけ活動ということで、その説明書を見ると、カーテンが開いていなければというようなことも福祉の役割としてありましたけれども、いずれにしても先ほどの緊急通報システムにしても、思ったよりも件数は伸びていないし、社協の団体のことになりますけれども、それぞれの制度が出来てかなりたつということもあるので、比較的新しいので言うと、その出来てからかなり経つ制度がありますけれども、ある程度こう機能しているのかどうかという見直しというか、検証が必要かなというふうに思っています。それらについては高齢者のネットワーク会議などもありますので、その中でしっかりとご意見をいただきながら、見直しを進めていただければなというふうに思っています。また、先の話になりますけれども、今回も介護保険事業計画作りしましたけれど、その中では高齢者のニーズ調査というものをやってまして、今度計画を策定するのが令和5年度なんです。実際にアンケートを取り組むのが令和4年度の後半か、5年度初めかということになりますけれども、そのところではもう少し踏み込んだアンケート、ニーズを把握して次の計画づくりに生かしていきたいなというふうに考えています。今のところ即何をするかという強力的なことが出来ないんですけれど、何かあったら、包括支援センターに相談するというのが一番対応ができるかというふうに考えています。長期的に言うと、そういう計画のづくりではしっかりとしたアンケートをとると、あとは制度的な見直しをするということだと思います。

議長

7 番四戸議員。

7 番

ありがとうございます。もう一つ最後に、先ほど市民後見人制度、こういう状

四戸議員	況、先ほど話したことになっているのです。だから、町として今後どのように考えているのか、その辺もう一度お願いしたい。
議長	副町長
副町長	はい。市民後見人の関係につきましても、やはり今登録されている方がおりますが、さらに今回、今年度、それぞれフォローアップ研修や新たな研修を行いますので、そこにはできるだけ多くの方が参加できるように町としても働きかけをしたいと思っています。
議長	よろしいですか。以上で四戸議員の質問は終了いたします。 次に、3番中川議員を指名します。3番中川議員。
3番 中川議員	3番中川です。それでは、先に通告してあります冬場の降雨時の災害防止対策として農業用排水路の氷上げに、町が支援をとということで質問をさせていただきたいと思います。 近年、豪雨災害が日本各地で毎年のように被害が起きている状況にあります。その中でもここ数年、短時間で降る豪雨は非常に多くなり、平取町でも降雨災害は毎年のように起きています。大雨により農業用水路に土砂が流入した場合には、災害復旧事業として対策をとってきました。先ほど、最初に説明していたことも同じようなことだと思えます。6月4日の産業厚生常任委員会の協議事項の中でも、4月17日から18日かけて貫気別、荷負、振内、川向で降雨の影響を受け農業用水路に土砂の堆積被害が起きています。その時に、緊急自然災害防止対策事業債を活用したいとの協議をしていました。そこで最初に沢水が農業用水路で土砂被害が起きた場合など、どのような異常天然現象になったとき、災害復旧事業の対象として扱われるのか、伺いたいと思います。
議長	建設水道課長。
建設水道 課長	中川議員のご質問にお答えさせていただきます。まずはじめに災害の定義についてご説明させていただきます。公共土木施設災害復旧事業費、国庫負担法によりますと、災害復旧事業の採択要件については3要件ありまして、1つ目は、異常な天然現象により生じた災害であること。2つ目は、現に維持管理されていること。3つ目には、地方公共団体またはその機関が施工するもの。この3つの要素を満たして災害事業復旧事業の対象になるということが定義、規定されてございます。また、中川議員のご質問であります異常な天然現象についてでありますけれども、雨による場合につきましては、最大24時間雨量80ミリ以上の降雨、また時間雨量等が特に大である場合、これは俗に言いますゲリラ豪雨等の表現が近年されておりますけれども、時間雨量で20ミリ以上の降

雨の場合、また風による場合につきましては、最大風速１５メートル以上、こちらは１０分間の平均風速の最大ということになります。また、地震による場合、地すべりによる場合と異常な天然現象と定義されてございます。これらの現象により管理する施設に被害が生じた場合に、また、河川災害については著しく河道が閉塞したために破堤した場合、堤防護岸等の決壊した場合、また流水の疎通を害し人家、公共施設、農耕地等に甚大な被害を与えた場合、または時期出水でこれらのおそれが多い場合における埋塞土の除去に関わるものについては、災害復旧事業の対象となると規定されております。また、河道が著しく埋塞した後は、河道断面の３割程度以上の埋塞があった場合を言ってございます。それらに該当する場合に、災害に適用されるというふうに理解をしてございます。以上、お答えさせていただきます。

議長

３番中川議員。

３番
中川議員

今、天然災害について説明がありましたけれども、こちら辺に多いのは降雨量ということで、降雨量が最大２４時間で８０ミリ以上あるいは時間雨量で２０ミリ程度以上ということになってますけれども、実際に８０ミリ以上というふうに謳ってますけれども、これに近くても対象にはなるのですよね。

議長

建設水道課長。

建設水道
課長

はい、お答えいたします。要は８０ミリ以上降らなければ、災害としては認められないということで規定をされておりますので、そのように運用しております。

議長

３番中川議員。

３番
中川議員

それでは、これ言った数字以上でなければ駄目だということになれば、それ以下の場合は、単独災害ということになるのか、町でやっている単独災害ということなのか、その点について伺いたいと思います。

議長

建設水道課長。

建設水道
課長

お答えいたします。未滿につきましては、単独災害もこちらは起債の対象になっていきませんので、単独災害ともなりませんので、維持工事、単独費の維持工事という扱いで対応せざるを得ないというふうに理解しております。

議長

３番中川議員。

3 番
中川議員

それでは、ここ数年冬の2月、3月に低気圧の影響を受けて気温が高くなり雨量が多く降ることがあります。今年の2月15日、16日と気温が上がり、低気圧の影響を受けています。日高門別アメダス気象表では、一日の降水量が15日は36.5ミリ、16日は25.5ミリと災害対象ではないと思うが、冬場の雨にしては、降る量も多かったと思われます。気温は最低でもプラスの温度になっていた状況です。二風谷ダムから日高町平賀につながる農業用水路沙流幹線には常に沢水が流入している用水路です。本町付近では5か所、去場付近で3か所、紫雲古津平賀付近でも3か所から沢水が流入しています。冬の時期になると、この幹線には毎年スケートリンクのように氷が張る状況であります。この氷が、降雨の影響受け幹線から溢れ出し水流が平賀地区で農業被害が発生しています。原因は、溶けた氷が流れ出し、幹線に架かる橋の欄干につまり、幹線から清流があふれ被害が出たと聞いています。この時期、土地改良区は沙流川からの通水はしておらず、沢水の融雪水が増流し幹線に流れ込んだことが原因だと思うが、これが平取町で異常な天然現象が起きた場合、自然災害防止のための氷作業、氷除去作業は、先ほど一般単独災害にはならないと言っておりましたが、課長がさっき言われたとおりのそういう形の災害復旧事業なのか、そこら辺のところをもう少し聞きたいと思います。

議長

建設水道課長。

建設水道
課長

お答えさせていただきます。先ほどお話をさせていただきましたように、用水路からの越水防止に対する作業につきましては、維持作業というふうに今理解をさせていただきますけれども、ただ、先ほど説明の中で融雪による場合ということで説明させていただいてない部分がありまして、融雪の場合は、温度、降雨また積雪量に伴って、溶ける雪の量があると思うんですが、そういうものを換算して80ミリ以上っていうものがあれば、災害として申請することは可能だと思います。ただ、平取町の場合、旭に降雪積雪のアメダス地点がございまして、あとは穂別しかございません。富川門別にもアメダスはあるのですが、積雪量がないものですから、自前で積雪量を定期的に測りながら、溶けた後の雪の量、溶ける前の雪の量などを観測しながら、降雨量を換算していくという作業が求められるというのが現実でございます。ですので、今の現状の中ではそういう対応、観測するノウハウ等もございませんことから、実際のところ融雪による部分については、なかなか申請が難しいという状況で今動いているのが現状でございます。

議長

3 番中川議員。

3 番
中川議員

わかりました。以前に、平成30年3月8日から9日にかけて、一日の降水量が45.5ミリ。このときも、低気圧の影響を受けて融雪、融水被害の対応を

しています。このときは平取町内、荷葉から紫雲古津までの氷上げ作業は、町は83万円程度の負担で、町外の平賀地区については改良区が65万円程度の作業費用がかかっています。一応、災害復旧事業に関わる負担割合等は取決めなされていると思いますが、この時、平取町内分に関しては町が100%負担しています。このことから、災害防止作業については、一刻を争う作業なので、甚大な被害が出る前に、自然災害防止作業については、町が全額負担として、これから認めてもらうことはできないのか伺いたいと思います。

議長

産業課長。

産業課長

はい。中川議員のご質問に、当時、平成30年3月融雪被害による災害復旧は産業課で対応しておりますので、私のほうからお答えさせていただきたいと思います。平成30年3月8日から9日にかけて低気圧による降雨、融雪にかかる災害復旧については、平成30年3月15日に開催しました産業厚生常任委員会において、本件の被害状況を報告するとともに災害復旧についてお諮りをし、早急に対応する必要があったことから、平成29年度一般会計予算にて、流用及び予備費充当により、災害復旧費で予算措置をし、対応処理したところであります。早急に対応処理した件数であります。町内農業水利施設7か所、災害復旧費総額146万1618円となり、いずれも沢水の増流が原因であり、先ほど建設水道課長が答弁しましたように、当時の天然現象及び災害事象では、災害復旧には該当しないため、全額町費で処理しています。このうち、中川議員からご質問ありました100%町が負担したことについては、原則、災害復旧の定義では、各施設被災を受けた場合、施設を所管するところが復旧することになりますが、平成30年3月の災害復旧については、町が所管する農業排水路3か所、沙流土地改良区が所管する農業用水路が4か所でありました。しかし当時、先ほどもお話ありましたように、沙流土地改良区が所管する農業用水路は、改良区が管理する通水使用期間ではなく、被災原因が沢からの沢水の増流に伴い農業用水に流入したことが明らかであり、また、用水路を越水し、人家に浸水するおそれがあったために、町が早急に対応し、町が全額負担しております。これまでもそうありますが、自然災害が発生した場合、それぞれ施設を所管する所が対応しており、町道、町費河川、無名沢については、町建設水道課。改良区、農協が所管する農業施設等は、改良区、農協。町が管理する農業施設、林道、治山施設は産業課といった対応をしておりますが、時には災害の事象によって、関係する機関が集まり連携協議をし、対応処理しているところでもあります。特に改良区管理する農業用水、幹線用水路になりますが、こちらについては、頭首工からの取水ばかりでなく、町の事情により、町費河川等から流入している箇所が町内で数か所ありますので、先ほど申し上げましたとおり、災害の事象から対応、判断をしていきたいと考えています。したがって、中川委員からご質問ありました自然災害の場合、町が負担す

ることが良いのではないかということでありましたが、ぜひ、今後も災害の事象からこういった対応をさせていただきたいというふうにご理解願いたいと思います。

議長

3 番中川議員。

3 番
中川議員

私が持っている資料の中でも、この時には災害応急対応費ということで、名目で支出しているんです、町側はね。そういった意味でこういう災害、一応防止作業、災害になる前の防止作業なんですけれども、こういう場合は、この災害復旧対応費という形で、今後見つめて話し合ってから決めると言いましたけれども、こういう形の場合は、こういう対応費で賄ってもらうことは出来ないのか、そこら辺伺いたいと思います。

議長

産業課長。

産業課長

はい、お答えしたいと思います。農業サイドの災害復旧については、今年度から一般会計のほうの農業振興費のほうでもそういう形で予算措置をして、万が一何かあった場合の早急に対応していくということで予算措置をしております。ですから、中川議員から今ご質問ありました件については、そういう形の中で各関係機関と調整をしながら実施は可能かなというふうに思っています。また、融雪の部分はちょっと置いておくのですが、6月4日に先ほどお話ありましたように、産業厚生常任委員会の中でもお話をさせていただいたんですが、これまでは、公共債は別として、町が一般単独災害をする場合には、基本農業サイドの災害復旧からいきますと、例えば水路等に土砂が入った場合、その場合には土砂上げだけしか出来なかったと。そうなると、また2、3年のうちに同じような降雨があった場合に、また同じように土砂が埋塞するという形になっています。その、これまでは何度も同じ繰り返しになっていたかというふうに思っているのですが、今後は先ほど言っていた緊自債ですね、緊急自然特別対策事業債を使った中で、あらかじめその事故起きる前の未然防止対策を講じていく形の中で、少しでも排水路、水路の機能を、寿命を図るような観点から進めていきたいというふうに考えています。

議長

3 番中川議員。

3 番
中川議員

わかりました。先ほど私の説明の中に、負担割合ということについてお話ししていますけれども、これ通告していないけれども、例えば例を挙げてお話ししてもいいですか、議長。

議長

よろしいですよ。はい、どうぞ。

3 番
中川議員

わかりました。この負担割合なんですけれども、平成28年8月22日、23日、24日と台風被害がありまして、このときも降水量110.5ミリ、2日目は42ミリ、3日には136ミリと大変大きな災害であったと思います。このときに平成28年度災害復旧負担割合ということで、沙流幹線につきましては町50%、改良区50%という形でお金を支払っている、支出しています。工事の概要については、盛土または法面修正、土砂廃土という形になっていまして、この盛土ってありますよね。盛土ということは多分、土嚢に土詰めて、そこから溢れないように幹線のふちに置く仕事だと思うんですけれども、それはもう災害防止の作業になると思うんですけれども、このときも改良区は災害の際は、この幹線には水は搬入していない状況です。そういうときに、やっぱりこういう仕事に関しても防止作業については、そういうさっき言った災害応急対応費という形でできないものか、そこら辺を伺いたいと思います。

議長

産業課長。

産業課長

はい、お答えしたいと思います。今の部分で、盛土という話なんですけれども、降雨が発生して、多分法面等が崩れたと思うんですけど、当時ですね、そこを盛土したってということで、あくまでもそれは防止対策というより復旧策だと思うんですよね。今まで法面ありましたと、それが雨で流れたので、そこをもとに原状復帰にしようということで、盛土をしたと思うんですけど、ですから、その中川議員が言っている災害防止っていう部分と復旧とはまたちょっと違うのかなと思います。

議長

3 番中川議員。

3 番
中川議員

わかりました。今の話はなかったことにしてもらいたいと思います。それでは、次にこの幹線、二風谷ダムから水を通水し、日高町平賀地区までの距離を流れ、平賀のエシヨロカン沢川と合流し、最後は沙流川に抜ける農業用排水路です。今まで平賀地区の幹線については、土地改良区が災害防止の対策をしてきましたが、一応管轄は日高町なので、日高町交えて対策、対応策を考えることが望ましいと私は思っております。そこで、冬場の低気圧の影響を受け対策が必要になった場合、日高町にも関わることなので、2町で災害防止区間の管轄を分担し、対策を両町で検討してはと思いますけれども、そこら辺いかがでしょうか。

議長

町長。

町長

その件につきまして、私のほうから答弁差し上げたいと存じます。先ほど産業課長の答弁にもございましたけれども、土地改良区が管理する沙流幹線でござ

いますけれども、これ町費河川が諸事情によって複数流入しているというような現状がございまして、中川議員おっしゃるとおりこの沢の流入がなければ、ご質問のような氷がはるとか融雪時の心配というのは、非常にこう少ないのではないかというふうに認識をしているところでございます。この沢の流入をどうするかということが、基本的な課題でもあるかなというふうに押さえておりますけれども、すぐにこれらの課題を、流入をどうにかするというような代替策、整備がなかなか難しい状況であるということは、私どもも認識しているところでございます。あわせて、今回の融雪被害の影響だけでなく、降雨による土砂災害などにも対応をすべきというようなところもありますので、そういった複数の沢自体も整備をあわせてやらなければならないというふうに思っているところでございます。紫雲古津地区の幹線に流入する3つの沢がございまして、その沢を例にとりて言えば、本当に流末が幹線につながるところは平取町であって、ほとんどその河川の大部分が日高町というような実態の河川が多いということでございまして、その河川の整備一つとっても、平取町だけの問題ではなくなるというようなところもございますので、またこんな現状もありますし平成30年、それから今年の春もなかなか今までにはなかったような融雪被害が頻繁に起きているというような状況もありますので、最終的には日高町にあるエシヨロカン沢へつながっていくということでございますので、この辺当然おっしゃるとおり平取町だけの問題ではないと、それから沢の整備もありますし、その辺については当然エシヨロカン沢を管理する日高町、それから平取町、それからそれにつなげている土地改良区の3者がやはり集まって、この辺の未然防止対策等も含めて、この辺の対応をどうするかということを今後検討して、適切に対応してまいりたいというふうに考えてございます。

議長

3 番中川議員。

3 番
中川議員

ありがとうございます。そのようにお願いしたいと思います。やはり今、日高町のことだけをお話ししましたがけれども、紫雲古津地区については、津川課長の裏山については日高町管轄なので、あそこから来る沢水については両方で協議してもらって、どうするかという考え方をしてもらいたいなというふうに思います。そこで私、ここ5年間のアメダスを見て気になったことは、6月、7月、8月、9月とこれからなんですけれども、降水量が平年より異常に多くなっています。そのため、近年多いゲリラ豪雨による影響で土砂災害などの被害が大きい。また、2月、3月と冬場の時期についても温暖化の影響なのか、沢水の融雪水の増水、浸水被害が考えられるので、沢がある山については、平取町に面していても、山林は日高町の管轄とか、他の町の管轄ということもあり得ますので、災害防止対策については、近隣の町村とも協力しながら対策をとるべきだと思いますけれども、その辺町長どうお考えですか。

議長	町長。
町長	はい。今中川議員ご指摘のとおり、雨とかは町界を選んで降っているわけでは ありませんので、その広域的な対応というのはどうしても必要なあれが出てく るという様なところもありますので、そういった災害防止のための施設整備も やはり広域でやらなければならないところもありますし、起きた場合の対応と かそういうものも、例えば河川という軸を通して、沙流川にとれば日高町、平 取町にまたがる河川ですので、そういった流末も含めて支川も含めて広域的な 対応をせざるを得ない場合には、当然関係町と連絡してそういった対応を図っ てまいりたいと。具体的にどうするかというようなことも含めて、早急に担当 防災も含めて検討する機会をつくって参りたいというふうに考えています。
議長	3 番中川議員。
3 番 中川議員	最後に、これからの時期は災害の時期と思われます。行政の判断が遅れると、 二次災害、三次災害の恐れがありますので、対策については慎重にお願いいた したいと思います。これで私の一般質問を終わりたいと思います。
議長	はい。これで中川議員の質問を終了いたします。休憩いたします。 再開は、11 時ちょうどということをお願いいたします。 (休 憩 午前 10 時 53 分) (再 開 午前 11 時 00 分)
議長	それでは、再開いたします。 続きまして、9 番高山議員を指名いたします。9 番高山議員。
9 番 高山議員	9 番高山です。一般質問につきましては、事前に通告してあります町の情報公 開と自治体の法務体制についてという、この 2 点についてそれぞれご質問をさ せていただければというふうに考えております。まず 1 点目でございますけれ ども、町の情報公開条例とその対応についてということで、このことにつつま しては、自治基本条例の第 6 条の中に、それぞれ情報の共有制度の中の勿論そ の手段として、平取町情報公開条例をはじめとした条例について、それぞれ情 報公開を有する制度を整理していきたいということが書かれている内容になっ ています。平成 17 年 3 月 14 日の条例第 2 号による平取町情報公開条例にお きましては、町政に対する理解と信頼を深め、町政参加の一層の推進を図り、 もって地方自治の本旨に即した町民本位の開かれた町政の発展に寄与すること を目的とするという定義がなされております。こういった内容等につきながら 自治基本条例、そして町の情報公開条例、公開条例を補完するような形の中で

の平取町の文書規定なり規則について、関連して質問させていただければというふうに考えておりますので、よろしくご答弁をお願いしたいと思います。
まず、最初でございますけれども、この平取町情報公開条例に基づき、町民などから情報公開の請求があった件数というのは、過去、自治基本条例が制定されてから、もしくはこの5年間の公開請求の手続によった実績についてあるのかどうか、まず一点伺いたいと思います。

議長

総務課長。

総務課長

情報公開の件数でございますけれども、今手元にあるのが3か年の実績については情報がございますので、3か年についてまずご報告させていただきたいと思います。平取町の情報公開につきましましては、平成30年度においては、請求件数が3件ございました。そのうち、不存在が1件、一部公開が1件、全部公開が1件でございます。令和元年度におきましては、請求件数が2件。このうち全部公開が2件でございます。令和2年度においては、請求件数が2件。そのうち全部公開が2件という状況となっております。

議長

9番高山議員。

9番
高山議員

この公開条例中の第2条、定義を謳われております公文書ということにつきましては、それぞれ行政機関の職員が職務上に作成し、または取得した文書ということの中でそれぞれ整理をされておりますけれども、その後に決裁はわかりますけれども、供覧等手続を終了しという、供覧等手続を終了するというのは、どういう内容なのか、まず一点教えていただきたいと思います。

議長

総務課長。

総務課長

その内容につきましては、まず請求者から請求行為がなされた段階で、開示すべき内容について、非公開情報があるかどうかという判断をするところということでございます。

議長

9番高山議員。

9番
高山議員

もう一点、今ちょっとよくわからなかったのですけれども、俗に言う公開する手続が請求されたこと、もう一回だけちょっと今の答弁をお願いしたいと思います。

議長

もう一度、総務課長お願いいたします。

総務課長	請求内容を精査し、その請求内容に対して、非情報公開の情報が入っているかどうかという検証をするということでございます。
議長	9 番高山議員。
9 番 高山議員	ということは、これは事前に手続が来たときに、その内容を見て出せるかどうかということのそういう供覧等の手続が終了しているというか、その中に入っている、請求されている行為が合致するものがあるということのお話でよろしいんですか。
議長	総務課長。
総務課長	求められた情報については、非公開情報に 7 項目がございます。個人情報などの情報がそれに該当してくるのですけれども、そういう情報が今回求められた情報の中に入っているかどうか、もし入っている場合につきましては、関係者などにも意見を伺わなければならないということになっておりますので、そういうことを整理した中で、情報として出せる部門のみ公開するという流れとなっていくます。
議長	9 番高山議員。
9 番 高山議員	いや、わかりました。ということは、決裁した文書だけではなくて、これは最初からこの一般情報公開条例に基づいて出せるものを事前に、例えば後から出てくるのですけれども、例えば統一した基準だとか、ファイリングやっているかどうかわかりませんが、そういった形でセットになったものが、一般公開情報に出せるというものの終了されているということなのか、出されたものの中に、当然この条例の中にはこういう個人情報だとかいろんな方にこだわること、ものについては、もちろん出したら駄目だということなんですけれども、これは事前に用意しておいて、これは出せるよということが用意されて終了されたものという捉え方ではなくて、出されたものの中に、ちょっとこれは駄目だねというものを、これは出された後の吟味の中での対応の文書というのが終了しているということの理解なのですか、その辺もう一回だけ申し訳ないです。
議長	総務課長。
総務課長	同じ答弁になりますが、求められた情報に関し、非公開情報などが含まされているかという精査をしなければならないと。その段階でもし含んでいる場合については、当然その部分を削除した中での公開となりますし、また、その求

められた情報の中に第三者なりの関係者がいた場合につきましては、その第三者から意見を聞き、了承を得なければならないというふうにもなっております。出てきた内容をまずは個人情報的なものがあるのかないのかという情報の確認をしてから、情報を公開するという形の流れになりますので、よろしくお願いいたします。

議長

9 番高山議員。

9 番
高山議員

わかりました。そういった意味では、ここの条例でいうこれの決裁または供覧手続を終了し、というのは終了した実施機関を管理しているものというのは、基本的には出てきた内容の中で、これは公開できないものだよということの、そういった整理されたものが公開するということだということで理解していきたいなと思います。この流れの中でいきますと、自治基本条例に関わるものもそうですし、この公開条例そのものもそうなんですけれども、その関連の中で平成 22 年 6 月 4 日につきましては、規則でございすけれども、こういった自治基本条例だとか、それから平取町の公開条例の適正かつ迅速な処理を図ることを目的とするということで、文書の管理規則なり規定がつくられているというふうに理解してますけれども、この文書の管理規則などによると、そういった意味では文書等の主管課長につきましては、これは勿論総務課長ということになるかと思えますけれども、この規則の中には主務課には文書管理者ということで課長置くということになってますけれども、課の中に文書等主任もしくは大きな課であれば必要なら副主任を置くということになって、規則なり規定の中で書かれておりますけれども、こういった形の中で公文書なり行政文書が整理されていくと思われますけれども、それぞれの課の中には、そういう課長だけでなく、主任なんていう形の発令事項かどうかわかりませんが、そういう形の中でこの文書の整理をしているということになっているのか、その辺はどうなのか、この一点回答をお願いしたいと思います。

議長

総務課長。

総務課長

文章の管理につきましては、当然各担当課長がその主務にあたる形となりますが、今ご質問にある副主任の部門でございすが、現在ではその任に当たるのは主幹もしくは係長クラスがその任に当たっております。

議長

9 番高山議員。

9 番
高山議員

これ、主務課には課長は文書管理適任者だけれども、主幹なり係長なりは主任ですよね。さらに必要であれば副主任ということの理解で規則を読んでいるのですけれども、そういった内容で間違いございませんか。

議長	総務課長。
総務課長	おっしゃるとおりでございます。
総務課長	9 番高山議員。
9 番 高山議員	そういった形の中で、庁舎内の公文書なり等が整理されていくんではないかなというふうに思いますが、自治基本条例の第 6 条の中に情報を共有する制度ということで、先ほどもお話ししましたが、この中で第 2 項では統一した基準により管理し保存しなければならない。第 2 条でいうそのこの統一した基準とは、自治基本条例の第 6 条の解説によりますと、文書管理規程による管理とファイリングシステムなどの運用を想定するというのでそれぞれ出ておりますけれども、このファイリングシステムの運用を想定するとそこに書かれておりますけれども、こういったシステムの運用もしくは想定をしながらの内部の研修ということについてはなされているのかどうか。
議長	総務課長。
保健福祉 課長	ファイリングシステムに対する内部の研修などについては、現在のところ行われておりませんが、過去にファイリングシステムのデモをやったことはございます。
議長	9 番高山議員。
9 番 高山議員	現在はそういう形ではやってないということなんですけれども、平成 12 年に当時ファイリングシステムを使ってきてるというかそういうものを町の中に入れた、現在で衆議院議員の逢坂さんという方がニセコの町長のときに導入したということは大変有名ではございますけれども、その中で当時の町長としても町政の、行政の透明性の確保を基本にまちづくりの基本原則として情報公開と住民参加を積極的に進めてきたということが本当に道内外でも大変有名な方ではございます。ただ、こういった徹底した情報公開、当時では珍しいその行政の予算も中身を紐解いたものを町民に配るだとかいろんな形でやったのですけれども、やはり情報公開の請求があった際には該当文章の検索に時間がかかるだとか、また請求する内容も役場にどんな文書が保管されているかというようなことでファイリングシステムを導入したということは大変有名な内容になっているところでございます。今研修云々ということは、担当は総務課長のところだと思うのですけれども、ファイリングシステムそのものというのは、どのように理解しているのか、まず教えていただければと思います。

議長

総務課長。

総務課長

ファイリングシステムにつきましては、今議員のおっしゃるとおり、当時ニセコ町長でありました逢坂誠二町長が導入したということもネットでは出てます。その当時、逢坂町長につきましては行政の透明性の確保ということで、そのファイリングシステムの重要性を説いているところでございます。現在、平取町におきましては、ファイリングシステムについては、現在のところまだ導入はしておりませんが、公文書の電子化などに向けた取組も始まっている自治体があることから、今後検討していきたいと考えているところでございます。

議長

9 番高山議員。

9 番
高山議員

当時からということになりますけれども、ファイリングシステムについてどのように理解しているかというのが非常に大事なことであって、単純に文書を整理するだとか、例えば文書がわかりやくするというのは勿論のことですけれども、それ以外にもこのファイリングシステムというのは、過去に松澤議員も質問したこともございますけれども、やはり一番のポイントは、我々職員だった時もそうですけれども、もうあるべき場所から欲しいものを見つけようとする探すということのほかに、見えなくなったものを見つけようとする搜索、探すということ、こういった担当者の個人の記憶に頼らない、そういう中からもう既に先ほど総務課長が言ったように電子化だとかという形の中で出てきている、当然自然とした流れなのかなというふうには考えています。ですから、このファイリングシステムについては、いろいろな内容のことが整理、課題解決ができるのではないかなというふうに思ってます。一つにはその情報の共有化、情報が共有して必要な情報を共有し誰でもすぐ使えるようにする。これは情報共有化の決め手になる内容だということがやはり書かれています。さらには、オフィスコストの削減ということで、紙から先ほど総務課長言ったような内容のものということ。それから組織のナレッジ財産を蓄積するということで、ファイリングシステムすることによって、その知識だとかそういったものを経験だとかというのを積み上げていけるような内容になるということが一つ。それから文書の適正な管理、開示すべき情報を適切に素早く提示することができるとのこと。それから省エネルギー化ということで、紙からもしくはそのコピー等々から電子化で整理が出来ていくということになると思っています。こういったファイリングシステムを使うことによっての、内容のいいところというのはやはり同僚が持つ情報がわかり、グループワークの活性化が図れるということ。それから担当者が不在でも必要な情報が取り出せるようになるということで、業務に支障を来さないということ。それから無駄なコピーや重複文書なり、先ほど言ったように省資源なり省エネルギーにつながるということ。職場全体の仕事の仕組みが分かり、業務改善に図れるということ。それからお

互いの仕事が見える化ということで、コミュニケーションが活発になるということが、やはりこのファイリングシステムの効果ということになると思うんですよね。そういった中では、ぜひ今後、もう既に決裁書類もこれからは紙ではなくて電子化になるだろうというようなこともあるんでございましょうけれども、そういったことについてもやはりこのファイリングシステムについては、それぞれ研究しながらそういった形で取り組んでいくことが必要ではないかなということは、私は常にそういうふうに最近考えているんですけれども、そういったファイリングシステムに前向きに、これからその研修なり研究なりしながらやっていくということの内容等について、どのように考えているのかご答弁をお願いできればと思います。

議長

総務課長。

総務課長

このファイリングシステムにつきましては、当然、前段申し上げました情報公開の部門にもつながってきます。当然書類の探す時間の削減などもございますし、当然適正な文書管理をすることによってスピーディーな行政運営に努めることが出来ます。ただ、ファイリングシステム導入に当たりましては、まず、職員一人一人の意識改革が必要となってきます。そのために、やはりシステムに対する指導など、まだまだちょっと時間を要することが考えられますので、今後検討するというお話で答弁させていただきましたが、現在のところ書庫の問題等もございまして、新庁舎建設時に合わせて検討していきたいと考えているところでございます。

議長

9 番高山議員。

9 番
高山議員

前向きな答弁ということでよろしいんですけれども、その書庫の関係は、今やるとさらに今の書庫に余裕ができるということの考え方で行かないと、新庁舎行ったときには書庫を小さくしながら、そういう電子化とかファイリングシステムを使っていくという捉え方に聞こえたのだけれども、今の書庫は、これから省エネだとかオフィスコストだとかということを考えたら、今から始めて、庁舎が新しくなる新しくならないということは何も関係ないことであって、今からそういったことで導入に向けてこれの効能はどうだとかということは、これからやるんであると思いますけれども、今の総務課長の質問であれば、庁舎建てて新しくなったときに考えるというのは、それは考えるのは遅過ぎるということなんですけれども、その辺の考え方についてはどうでしょうか。

議長

総務課長。

総務課長

庁舎を建ててから考えるではなくて、当然その書庫に対するファイリングシス

テムを入れた場合の必要な空間等々を考慮し、当然必要な庁舎の建設敷地面積等々もございます。建坪もございます。そういうものを踏まえて新庁舎建設時に合わせて検討、導入していきたいということです。建設後に導入するのではなく、事前に建設前に検討協議を進めていきたいという趣旨でございます。

議長

9 番高山議員。

9 番
高山議員

建設期にということではなくて、まずはファイリングシステムにどんな効能があって、役所の中で使うことによってどうかというような是非についても、またどこかのプロジェクトかどこかで協議はしていくんでしょうけれども、ぜひそういった意味では前向きに、今やって、例えば庁舎建つまでに物事が少しずつ機能していったら書庫なんて極端なものってないわけですよ。

だから、そういうようなことも踏まえて、一回中身を検討しながら本当にそのうちの町で入れることがということも含めて、どうかということも含めて、ぜひ検討を始めていただければなというふうに思っているところであります。

さらに、ちょっと細かなことを聞いて大変申し訳ないんですけども、現在、庁舎内の各課において日常の業務の中で、例えば昔からやってるんですけども、出張だとか研修だとか会議、例えば土地の交渉だとか用地の交渉だとかいろんな交渉等も一般行政において、そういったものに行ったときには、必ずその行った担当者なりが報告をして、起案して、決裁されているというふうに思うわけでございますけれども、先ほどの公開条例の定義を謳われている公文書に該当するものとして私は理解しているんですけども、そのように公文書扱いということで、決裁終わったものについては理解しているのかどうか。

それ一点ちょっと確認させていただきたいと思います。

議長

総務課長。

総務課長

出張や研修や会議などにつきましては、それぞれ出張した職員が、出張後に復命書という形で報告を上げているところでございます。また、あわせて土地の用地交渉などにつきましても、用地交渉記録として決裁を受けているところでございます。

議長

9 番高山議員。

9 番
高山議員

業務としてはそうしているということですが、これらについては、公文書という一般地方公開条例の中にある公文書の取扱いとして、例えば、それらのものについては、一連の請求行為があったときには、これは公文書として出せる、出せない内容のものもあるのでしょうけれども、そういうようなことの文書として含まれるということの理解でいいのかということだけ、もう一点

	教えていただきたいと思います。
議長	総務課長。
総務課長	その文書に該当するものと理解しております。
議長	9 番高山議員。
9 番 高山議員	そういうようなことで、昔から職場内においても記録を残すことについては大変重要であるということの理解は勿論同じ共有してるわけですが、仮に例えば最近であれば、ちょっと交渉というかそういう内容の中では、先般の沙流川まつりの時のバスの事故の関係の和解に関する一連の決裁関係、例えば今回の損害賠償に係る件のそういったものの、過去5年から交渉してきているそういったものの内容のものも決裁があっけきちんとしていけば、個人的なことは別ですけれども、だからどっちがどうだということはないですけれども、そういったものも公文書と理解して、過去の問題について検証するために公開情報に基づいて請求した場合については、個人に係ることは抜きにしても、そういった内容については、決裁として終わってるものについては、公開できるということの内容になりますか。
議長	総務課長。
総務課長	当然そういう含め、もしくは決裁文書については公文書扱いとして取り扱われますので、情報の公開を求めた場合につきましては、情報公開条例に基づき判断していきたいと考えております。
議長	9 番高山議員。
9 番 高山議員	個人的な内容だとかについてはなかなか出しづらい、手続してもこの部分については一部ということになるのかどうかということはあるんですけども、そういった全体の公開条例に基づいた公文書として請求できるということに確認をさせていただきましたので、今後とも、そういう内容で進めていければというふうに思っています。先ほどもお話ししましたように、庁舎内における出張研修、会議、交渉等、一般行政においてもということで、記録を残すことが非常に大事だということの内容になるんですけども、例えば町長室における個人的なことは別ですけれども、陳情などについて、陳情もしくは相談などもしくは交渉などについて、個人情報に関わるものではないものについては、記録を残すことのほうが大事だと思うんですけども、現在、町長室に行ったときに、例えば町長なり副町長一緒に対応するか、担当課長なりが案件によっては

一緒に入れて記録を残すということになっているのか、現在はどのような形で、個人的な相談は別ですよ、そういったことの内容は、現在はどのようなになっているのか。毎回、総務課長なりまちづくり課の課長なり、担当者が記録を残しているということになるのか、その辺の今の対応についてはどうなのか、回答をいただければと思います。

議長

総務課長。

総務課長

町長室における陳情や交渉につきましては、現在のところ口頭での処理となっておりまして、記録などについては残してはいない状況となっております。

議長

9 番高山議員。

9 番
高山議員

例えば、事務処理をしていく流れの中で、町長が対応しました、聞きました、答弁しましたということもいろいろあるけれども、仮に、そこから担当課におろさなければならない案件については、町長自らが、例えば建設課長だとかまちづくり課長に、こういう内容のあれがあったからということで、口頭で指示するということになるのですか。記録を残さないというのは、町長室の中はあまりそういった内容ではクリアできるような内容の案件ばかりではないと思うんです、もちろん個人的なこともあるんですけれども、やはりきちんと担当の秘書的な方、担当課によってはこれサイボウズで誰が来るかという来客もちゃんと出ていますよね。そのときに、何の案件かって秘書的な担当のところに来たりしたときには、その担当の課長なり主幹なりが同席して記録とるとというのが通常の流れではないのかなと思うのですけれども、その辺についてはどのようにお考えですか。

議長

町長。

町長

私からお答えします。記録を全くとってないということはありません。私に会いたいというようなお客様、ほとんどといいますか挨拶というような表敬訪問的な方も多いので、その辺は特に記録等は残していないというのが多いんですけれども、物によってやはり私一人では当然処理出来ないというような案件については、口頭なり報告書というような形で担当課長含めて情報共有して対応にあたらずというようなこともありまして、理想としては、これ担当課なりがいて、それなりのメモなり記録するというのが非常に重要なところだと思いますけれども、なかなかそれぞれの担当でスケジュールが合わないというようなところもありますので、極力私がきっちりメモなりして、私が処理できないもの、そして担当課でやってもらうものについては、当然口頭なり、サイボウズ使った報告書なりで情報共有しているということです、ケースバイケー

スというようなこともありますけれども、全くしてないというようなことではないということでご理解いただければと思います。

議長

9 番高山議員。

9 番
高山議員

全くしてない、もちろんその挨拶に誰が来たというのはそんなことを記録するものではないんですけれども、やはり町長室の中でいろんな相談なり提言なり、例えば困り事、個人的なことは別にしても、そういったところで記録取ってるものについては、決裁してるのかどうかわかりませんが、それらのものは公文書として公開できる内容のものということにはなるのかなのか、その辺もう一回確認をしたいと思います。

議長

総務課長。

総務課長

町長事案につきましては、政治的判断の部門もございますので、その辺は慎重に取り扱っていかねばならない部門と思います。町長における来庁者におきましては、様々な方々が来られ、様々な要請や陳情等々がございますので、それにつきましては、今後協議した中で公文書扱いにするかどうかということを決めていきたいと考えております。

議長

9 番高山議員。

9 番
高山議員

私もやはり心配するところは、そういう解決しなければいけない案件だとか陳情だとかというものにした時には、やはりきちんと担当課なりそういったところで、記録は残すべきでないかなというふうに思っています。最近、ちょっと私のところにも来てる内容で、前に議会に相談されたNPO関係の、公の施設の関係の管理問題についても、実は理事者側の説明というのも僕は正しいと思うんですよ。ところが部落の、部落という言い方失礼ですけども、地域の自治会の回覧には、例えば何月何日NPO法人が承認されました。そのあとの文章に、自治会からNPOに移譲する内容については、町長室において町長が内諾しましたということを書かれているんですよ、正直なところ。多分町長も知っていると思うんですよ。だから、私はなおさら、やはり記録、一対一で何となくその内容について使う方は町長が内諾したというし、きちんと町長の方に担当課長を通して聞くと、そんなことを言っていない、条件を付けている。これまた、今後またそういうような内容で言ったとか言わないだとかということは、あまり今後の議論に影響はないのかもしれないんですけれども、やはりそういうところも含めて、もうちょっとやはり町長室の中には、いつでも誰でも来てくださということの話はもちろんあったとしても、もう少しその透明性の確保というか、やはりそういうその内容で後から言った言わないの話でも

めるというようなことも含めて、個人的な相談だとか挨拶というのは別ですけども、そういったことの中でもやはり書類的なものとして一定程度整理しておく必要があるというふうに思うのですよね。先般の賠償案件の発端にも起因するような公文書の紛失についても、やはりこの文書管理規程にいう主務課の内部文書管理が機能していない、どういう経過でなくなったのかわかりませんが、こういったことがトータル的にファイリングシステムを使うことによって、文書の整理だとかそういうことだけの内容のものではないので、ぜひこの機会に町長室の透明性もそうですけれども、一応はこういうファイリングシステムも入れてみるための善し悪しを含めて検討を始めていただければと思いますので、1点目については、そういう形で前向きに検討していただければありがたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

議長

町長。

町長

私のほうから。今高山議員のご質問にあったあるNPO法人の件については、私もその文書、その代表の方がこの写しを持ってこられて、こういうものを地域に回覧したということもありまして、内諾したという、本当に見解の違いと申しますか、こっちはそう言っていないと、そういう思いで言ってもあちらがそう思っていると、そこはどうもこう埋まらないところがございまして、なかなか難しいところもあるんですけれども、しっかりこちらで議事録と申しますか、誰がこういったというのは、もう本当に細かいところまでとっていけば、そういうのは解消できるかもしれませんが、なかなかそこまでいかないという現実もありますので、町長室でのいろんな協議等についても、極力私も重要なものについては文字で残すような形をしておりますけれども、そういうふうに努めていきたいということで、それについてどうするかということも、私だけの問題ではなく、庁舎内全体でどうするかを協議して参りたいというふうに思っています。

それとファイリングシステムの運用については、基本条例を制定したときにニセコの非常に先進的な事例もありまして、私も実際足運んで見に行って、ほかの先進事例も何か所か見させていただいたということでございまして、要するにファイリングシステムそのものが、公務文書を私物化しないというところから始まることでありまして、この文書は役場職員のものではなくて住民のものだという、そういう認識から始まるというところで、住民が希望すればいつでも見れるような形にしておくというのが、このファイリングシステムの基本だなというふうに思っておりますので、いろいろ書庫の問題とかハード的な問題もきつとあるんでしょうけれども、あの時点からもうすでにかなり時間もたっておりまして、いわゆる電子化について非常に技術的なものも進歩しているということでもありますので、その辺の検討も踏まえてぜひファイリングシステムというものの導入について、再度、前向きに検討させていただければという

ふうに思っております。以上です。

議長

9 番高山議員。

9 番
高山議員

そういう意味では、過去にはつくったときにはこの自治基本条例は、町民の町の最高規範だということが書かれて、概要書も説明書もいろいろある中で、もうかなりの年数経って、まだこの最高規範の説明なり解釈にある内容のものが、今回の公益通報もこれから出てくるのでありましようけれども、やはりそういった形で方向性を十何年前に出したわけですので、少しそういったことも検討してこれは駄目だなというのならあれですけれども、そういうようなスタンスに立ってもう少し対応するのを急いでいただいて、良し悪しを出していただければなというふうに思っています。

時間もないので、2 点目の自治体法務体制についてということで、この内容について質問をさせていただきたいと思います。

先ほどから言ってますように、自治基本条例の中に第 24 条には法務体制のことが書かれている内容になっています。町は町民主体の町政運営を実現するため条例等整備し、法令との関係を明かにするためにこの条例を最高規範とする法体系の整備を積極的に行わなければならない。町は法令解釈や法務に関する能力向上のため、専門機関との連携により必要な体制の整備を行わなければならないということが謳って、解説がその中にされております。この中に書いてありますけれども、解説の中に書いてありますけれども、この中にはその法務に精通する職員の育成や内部審査機関の充実、内部審査機関の充実というのは、これは何を指しているのかご説明をお願いしたいと思います。

議長

総務課長。

総務課長

内部審査機関ですか。後ほどお答えします。

議長

9 番高山議員。

9 番
高山議員

それでは、ちょっと私も内部審査機関というのは、何を該当して対応しているのかわからなかったのですけれども、この中に解説の中にはいろいろな行政問題を解決するためのいろんなことが書かれてますけれども、法務に精通する職員の育成ということが、この中に内部審査機関の充実の前に書かれております。最近の、私が知ってるときの法務研修などへの行く方もいらっしゃいましたけれども、当時は女性が申し込んでも女性なんかはいかなくてもいい、これ大昔の話ですけれども、そういうような形で法務研修への意欲をそがれるだとかということは私も実際には聞いたことがありますけれども、最近の職員の法務研修などへの参加の実績についてというのは、どんな感じなのかお答えをいただ

	きたいと思います。
議長	総務課長。
総務課長	法務に関する研修につきましては、現在の日高町村会が主催しております法務基礎研修、法務応用研修などへ参加しているところでありまして、毎年6名程度の職員が参加しております。
議長	9番高山議員。
9番 高山議員	これはあれですか、今年8月24日に新ひだかで町村会の法務支援室が主催する研修が、去年も8月だったと思うのですけれどもあるのですけれども、これに6人ぐらいずつ毎年、ここに書いてある一般研修か政策研修かわからないですけれども、これには毎年それぐらいの人数が職員の中から選ばれて行っているという理解でよろしいですか。
議長	総務課長。
総務課長	今お答えいたしましたのは、法務基礎研修と法務応用研修でございまして、8月の研修につきましては、職員の新採用部門の研修かと思われまして。これにつきましては、その採用時期によって人数が異なりますので多少増減する形にはなりますが、毎年参加させていただいているところでございます。
議長	9番高山議員。
9番 高山議員	今総務課長答えたのは新人職員の、昔でいう新冠の判官館とかでやっていたその研修の話を、これ毎年8月29日、去年も8月29日ですけれども、今年も8月24日なんで、これは法務の実務入門研修というやつに行ってるということですね。僕の言ってるのはさらにそれではなくて、一般の町の職員がそういう研修に、初任者研修ではなくてそういう研修に行っている行かせている実績はありますかということをもう一度お聞きしたいのですけれど。
議長	総務課長。
総務課長	現在のところは、ここ数年につきましては、日高町村会が主催する研修会に出席しておりまして、今議員がおっしゃる別の研修会のほうには出ていないという状況となっております。
議長	9番高山議員。

9 番
高山議員

新人研修については、毎年一定の時期に、職員として慣れた頃に前は新冠、今どこでやってるかわかりませんが、新ひだかでやっているということで出てますけれども、そういうような内容で、この自治基本条例の 24 条に書いてあるように、いろんな形で職員のこの法務に関わる職員も体制を整えるために、職員の研修にきちんと育成をしていきたいということですが、これはなぜ、まさかコロナで 2 年行ってないというだけの話ではないと思うんですけれども、過去も 10 年も行ってないという捉え方で、いつから行ってないのかその辺お分かりになりますか。

議長

副町長。

副町長

はい、過去のところは今はわかりませんが、その法務に関する研修でいけば、本当は去年、令和 2 年度ですけれども、行くのはいいのですけれども、行って出張にかかるよりは集団研修をしたほうがいいということで、これを中級職に対して第一法規などに頼みながらその研修をするということで予算運用をしていましたけれども、コロナの関係出来なかったということで、また 3 年度そういう形で法務研修で基礎ということで、例えば政策立案するためのそのときにどういう法務がいいかということも含めて、今後の研修の中では入れていますので、そういう形で講師に来てもらって、みんなで多くの職員が受ける方がいいんじゃないかという方法で、今やろうとしています。

議長

9 番高山議員

9 番
高山議員

個別研修に行くばかりではなくて、もちろん講師の先生に来ていただいてということになるかと思うんですけれども、やはりうちの町でこうやってずっと見ていくと、そういったところというのは少し弱点かなというところはそれぞれ考えています。こういった形の中で、最近というわけではないですけれども、古くは農業関係の補助事業における受益者負担の未収のお金の関係だとか、これは強制徴収公債権による 5 年間でということで、5 年間で、もう相当 20 年も前になるんでしょうけれども、強制徴収公債権で 5 年間の中で対応していなければ、そのあと請求権はなくなるということ、こういうこともありました。それと最近では町営バスによる和解金。これについても、支払い内容はよくわからなかったということで、当時私はいろいろ質問しましたが、何か当時は診断書もなかったけれども 284 日のお金を出したというようなことだとか、こういったことも正直なところを町の中でやはり担当課と理事者等で考えるんでしょうけれども、こういったところにやはり何か一つかましていくとか、きちんとそれこそ内部でなくても外部でもいいんですけれども、そういった内容だとか、最近でも前回ありましたけれども、公有財産の普通財産の無償貸付け問題ということで、振内の民間アパートの関係について、これは財務

規則に関する内容で、行政財産じゃなくて普通財産は無償貸付け出来ないんだということが実はあったのですけれども、これらについても町のホームページに堂々と載せて無償で貸し付けるから300万でというようなことで、これも終わった内容ですけれどもこういった内容だとか、最近では芽室町有地の無償貸付けの契約の問題、これらについても、これは町の合議に関する条例、財務規則で見るとこういった内容については、例えば総務課長が合議してますだとか、建設課長が合議しますということになるんですけれども、実際の決裁文書の中では、そういうことがチェックされて判子押してるのかどうかというところが、無償でなければ別に問題ないのかもしれないのですけれども、そういうようなことだとか、しかも、今回の中山間の損害賠償案件、これらについても私は議員としてそれぞれ賛成で、内容等についてどうだこうだって今さら言う必要はないんですけれども、ただ、こういったことがあって、もうちょっとうちの法務体制がしっかりしていれば、この自治基本条例にも書いてあるけれども、うちだけで出来ない場合は外部の機関にも相談をすると、それは町村会であったり、町村会が抱えている例えば法務弁護士だったりというようなことで、そういったことでその対応するということが、今まではそういった内容があったのかどうか。だから、これまでのことの反省に立って、やはりこういった内容等については、きちんと町の法務体制を職員がきちんとしてしっかりとしている。そこでおかしいなと思ったら外部機関とも相談する。内部でその後町の理事者が判断するというような、そういう流れでいかなければ駄目かなというふうに思うのですけれども、その辺の感覚はどうでしょうか。

議長

休憩いたします。

再開1時でご答弁お願いいたします。

(休憩 午前11時58分)

(再開 午後1時00分)

議長

それでは、再開いたします。

午前中の高山議員の質問に対して総務課長の答弁からお願いいたします。

総務課長

先ほどご質問ありました自治基本条例の第24条で定めております内部審査機関につきましては、現在総務課にて設置しております。

議長

9番高山議員。

9番

高山議員

どういうメンバーでどう機能しているのか。例えば作っただけで終わりなのか、その辺について回答をお願いします。

議長	総務課長。
総務課長	先ほど議員からもご質問ありました女性への研修など、現在は、適齢がきた段階で適切な研修を全職員が受けられるように、総務課の総務係にてその辺を配置しておりますので、近年におきましては、課長職も含めて全ての職員が各種研修会、先ほど申し上げました日高町村会や北海道市町村職員研修センターなどへの研修に参加するよう進めているところでございます。
議長	9 番高山議員。
9 番 高山議員	内部審査機関ということでは、研修の計画だとかそういったものを作っているという捉え方なのですか。それとも一つ、総務課の中にあるのに内部審査機関は何ですかと聞いたときに、総務課長わからないってこと本当にあるんですか。失礼しました。それで答弁を。
議長	総務課長。
総務課長	申し訳ございません。職員の適正に各研修会を受けるため、職員名簿をもとにして適切な年齢が来たときに適切な研修が受けられるよう、職員の研修一覧などを作成して整備しているところでございます。
議長	9 番高山議員。
9 番 高山議員	大変失礼なんですけれども、それでは内部審査機関というのは、今総務課長が言っているように、この研修はこういった方、この研修にはこういった方ということ審査する機関という捉え方でいいのですか。
議長	副町長。
副町長	はい。答弁を調整させていただきますけれども、ここで言う、自治基本条例という内部審査機関というのは、条文なり条例なり規則なり要綱なり、それぞれの審査をするという機関ということになってまして、この自治基本条例の改正の中では機関など充実を図るということになっていきますけれども、実際のところは総務課の総務係のほうを中心に行っているということになってます。なかなか機関という形にはなっていきませんが、例えば、その担当になって、各種の研修も当然行きますけれども、それ以外の法務のこともですし、かなり担当になると勉強しながら研修を受けながら充実を図っているというところですので、内部審査機関ということの位置付けはないけれども、その役割は総務係の方で担っているということです。

議長	9 番高山議員。
9 番 高山議員	副町長の説明と総務課長の説明でいくと、この法務体制の職員の精通した人がたを育成するために、総務課の中に誰をこの研修に行かせたらいいとか、そういうことを決める機関だということですか。もう一回、申し訳ないです。
議長	副町長。
副町長	はい。ここの解説で言う内部審査機関というのは、条例なり規則なり要綱なりの作成したときに、各課から上がってくるものをしっかり審査をして、チェックをするという機関というように捉えていますので、その役割は今、総務系のほうで実際やっているというところです。
議長	9 番高山議員。
9 番 高山議員	いや、わかりました。基本的にはあれですよ、いろんな町の条例だとか国のそういった法令等々に、うちが例えばつくるであろう、規則は町が作るものですがけれども、町長がつくるものですがけれども、そういったものが町の条例のいろんなものに合致するかどうかということを審査する機関だという捉え方でいいのですか。総務課長が言うのは、どの研修に誰が行ったらいいかというような僕の受け止め方だったのですが、内部審査機関というのは、先ほど言いましたように、基本的には法務に関わる内容が、他の条例や例えば町の財務規則のなか、もしくは管理規則のなかで、それが合致してるかどうかをきちんとチェックする機関という捉え方でいいのかどうか、もう 1 回だけ。
議長	副町長。
副町長	今高山議員が言われたとおりの機関という形になります。ですので、上がってくる条例なども関係条例と照らし合わせて審査をするということも一つということだと思います。
議長	9 番高山議員。
9 番 高山議員	わかりました。それではちょっと具体的なんですけれども、例えば先ほど言った無償貸付けの問題と、普通財産の無償貸付けについては、無償は駄目だよってことになっているんですけれども、これは民間アパートの関係で、当時はホームページにも載りましたけれども、この間やった芽生の町有地の無償貸付けの契約問題ということについては、これらは財務規則に違反しているので、特に芽生の町有地の無償貸付け契約が終わったということで説明にありましたけ

れども、これらは契約が出来ないということで、内部審査機関に関わるかどうかは別にしても、これはもう契約はして破棄したという捉え方でよろしいですか。

議長

アイヌ施策推進課長。

アイヌ施策推進課長

芽生の町有地の契約についてお答えします。現在契約をして、高山議員からの指摘を受けてそのとおりだと思ってます。現在まだは契約の破棄はしていないところで、今後破棄に向けて進めていきたいというふうに考えております。

議長

9 番高山議員。

9 番高山議員

担当課長の説明のとおりでよろしいかなと思うんですけれども、こういった問題には、内部審査機関というかそういった形の中で、先ほどもお話ししましたけれども、例えばうちの町では合議事項に関する、これ契約、財務に関する合議事項の中で、この問題等については総務課長だとか建設水道課長が合議しなさいということになっているのですけれども、これは合議した後で契約されていた内容になっているのかどうか、その一点ちょっと教えていただければ。

議長

アイヌ施策推進課長。

アイヌ施策推進課長

建設水道課長の合議はいただいて、そのあとの契約となっています。総務課の合議は、契約書、起案をちょっと確認しなければならないですけれども、自分の記憶であれば、総務課の合議はいただいていないかなというふうに思ってます。後で確認してお答えしたいと思います。

議長

9 番高山議員。

9 番高山議員

いや、後で答弁はよろしいですけれども、俗にいうその法務体制で内部審査機関の充実というようなことも謳っているけれども、内部審査機関というのは総務課の中であって誰がメンバーなのかよくわからないのですけれども、やはりこういうような契約の関係だとか、そういったものでやはりいろんな内容でちょっと問題があるなというものが、内部審査機関が充実していないということも、例えば合議に関する財務規則の中でもきちんこの物事はという、俗に言う契約の問題でもきちんそれぞれ関係するところの印鑑をもらっている、指名の関係でもというようなこともありますけれども、何かこの内部審査機関が総務課の中であって、総務課の課長と例えば主幹と係長が対応しているということなのかどうか、この辺がちょっとやはり機能してないのではないかなと思うのですけれども、その辺はどうですか。

議長

総務課長。

総務課長

条例や規則などの制定につきましては、総務課のほうに合議が回されてチェック体制をしているところでございます。今後につきましても、求められた条例、規則等が、法律などに抵触していないか、その辺を十分検証していきたいと考えております。

議長

いや、あの、ちょっといいですか。高山議員が質問している中身を集約すればですね、要するに内部審査機関が先ほどの答弁だと、総務課中心でやっているという話までは私も理解出来たのだけれど、構成メンバーとか、その機能が実際果たしているのかということに対しての質疑だから、その辺わきまえて答弁してもらわないと。総務課長。

総務課長

現在のところ、総務課の総務係にて、所管して内部審査機関については実行しているところでございます。その機能につきましては、議員のおっしゃるところまで達していない部門もあろうかと思いますが、今後につきましては、十分中身を精査し、機能の強化を図っていきたいと考えております。

議長

高山議員。

9 番
高山議員

内容的には、総務係がそういった内部審査機関の運営をしているということ、係が運営しているという、やはりこの内部の審査機関という在り方をもう一度やはり検討すべきではないかというふうに思っています。ですから、そういった内容についても、もうちょっと総務課の総務係が所管している事項だということは分かるけれども、ここでいう内部審査機関ということになれば、総務課の職員だけでということになるのかどうか、もうちょっとその契約に関わる建設課だとか、もっといろんな形の中での内部審査機関の在り方というのはやはり必要でないかなというふうに思っています。ですから、私が言っているこの自治基本条例の法 24 条に定まっている法務体制の内容についても、そこにも書いてありますとおり、もう少しそういった意味では職員の育成なんかについて、非常に大事なことはないかなというふうに思っています。ですから、町村会でやっている、法務支援室でやっているような研修の案内だとか、そういったものについても、今後もやはりそういう職員を育成していくという捉え方で、やはり積極的に、最近は積極的に職員研修に出しているというようなことも聞いていますけれども、そういうような内容で取組みをしていただければいいのかなというふうに思っています。そういった取組みの中から、職場の中にその法務の関係の勉強会ができるだとか、ひいては俗にいうその法律法務能力向上のための検定ということで自治研なんかもあるわけですから、小さな町だとい

うようなことに無理と言わずに、やはりその自治研ぐらいまでいくような職員の育成をやはり図っていくべきでないかなというふうに思っています。

私は最後に、こういった一連の案件について、特に契約関係その他についてもそうですけれども、今回のバスの関係の和解金だとか、本当に今回の損害賠償の案件だとかということについても、これは本当にそういったお金については、町民のお金を払うということになるので、やっぱり内部だけで検討しないで、自治基本条例にも書いてあるように判断出来なかったら、法的にもそういった側面から判断出来なかったら、やはり町村会の弁護士だとか、うちの町も今度公益通報で弁護士にお願いするというようなこともあるので、やはり冷静な体制の中で一つ何かそういったときのための内部審査機関とはいわないですけれども、そういうことを検討して、やはりアドバイスしてもらえるような、そういうものの機関をやはり通すべきではないかなと。担当課と町理事者が決めて、議会で私たちも賛成しましたけれども、今後そういった一連の反省に基づいて、やっぱり何かそういった、先ほど何回も言うように、町がお金払うというのは町民のお金払うわけですから、その辺についてはやはり今後の反省に立って、ひとつそういう法務で何かあったときには法務の内部の検討、もしくは外部を入れた検討、弁護士の先生にもということで、そういうことも踏まえてやっていくことが必要ではないかと思うのですけれども、最後に町の理事者の答弁を求めて一般質問を終わりたいと思います。

議長

町長。

町長

はい、それではお答え申し上げます。今回の賠償を含めた前回は和解というようなことでの議決を取らせていただいた案件もございますけれども、案件によっては全く内部的な処理ということではなくて、専門的な弁護士なり、町村会、それから個別に頼んでいる弁護士さんもありますので、その辺の方といろいろ調整なり、アドバイスを受けたというような経緯もございます。全く内部だけで処理しようというようなことではなくて、やはり一番いい解決策といいますか、そういうものを今までも選んで、議会にご意見、議決をいただいたというところでございます。職員の法務体制の強化という面ですけれども、基本的には、その基本条例にもあるように、その重要性については、私も認識をしているというところでございます。本当にいわゆる政策法務ということで、平取町のその政策的なものを実現するための平取町に合った条例をどうであるべきかというようなことを、自らつくり上げるという力量を持った職員の育成が理想としてはあるというところがあるんですけれども、本当に市町村職員、特に町村職員といいますか、こういう法務体制を大きな役所になればなるほどしっかりしているというような、そういう現状もございます。それは人数的に余裕というのではないですけれども、やはりそういったものに対応できる、その人員の確保が非常に高いんだというふうに思っています。だからといって

小さな町は出来ないというわけではないのですけれども、なかなかその現場での対応ですとか、それから上部機関の対応にしても、我々町村職員は本当多くの機関を一つで賄うといいますか、道の各セクションから全部こう一つの係が受けるというような扇のかなめのような仕事をどうしても強いられるというようにところもあって、なかなか自己研鑽なり、研修に時間を割けないという現状もぜひご理解いただければというふうに思っています。ただ出来ないということはありませので、やはりしっかりした法令に基づいた、私どもの仕事は法令に基づいていかに仕事をするかというのが基本だというふうに思っていますので、そういった感覚を持った、そういう知識を持った人材の育成はこれ必須だというふうに思っていますので、すぐには出来ないところもありますけれども、そういった方向性に向けて、いろいろとまたアイデアなりを出しながら、ぜひ取り組んで参りたいというふうに思っていますので、ご理解をお願いいたします。

議長

よろしいですか。これで、高山議員の質問は終了いたします。
次に、5番金谷議員を指名します。5番金谷議員。

5番
金谷議員

5番金谷です。先般通告いたしました質問事項について、質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。私の質問事項につきましては、国保病院の改善策についてでございますが、新型コロナのなか現在、大変な時期を迎えていると思いますが、国保病院の運営状況を見ますと、依然として病床稼働率が低い現状であり、収益性も低いことから早急に改善を考えなければならぬと思います。現在での一般病床15対1の看護配置で果たして良いのか、それともいろんな形の中でこの地域に合う療養病床を選択すべきか、そしてこのなかで、いろんなかたちの中で医療連携の役割、病床稼働率を上げるための今までを十分検証し、分析し、積算しながら、地域密着性の機能を備えた病院経営改善策が必要ではなかろうかと私は思っております。今の先ほども言いましたように15対1の看護配置、それと療養病床の看護配置を十分に試算分析しながら、今後病院が経営の安定を図るためのものにしていかなければ、いろいろとこれからの行政の役割として、いろんな形の中の町民への役割は出来ないのではないかというふうに私は思っております。

では、まず初めに病床稼働率が低い現状をどのように検証、分析しているか。また、一般病床は、入院基本料において90日が要件日数になっております。90日を超えると減額になります。現在は、入院患者の中で長期入院患者の割合は、何人ぐらいいるかを伺い、また長期入院者は特別入院基本料は算定出来ませんが、看護配置加算、看護補助加算、病床初期加算などは算定出来ません。約半分の医療収益でございます。そのなかで在院日数がオーバーすれば退院を進められ、家族は次の行き先を探すことが大変苦慮しているにも関わらず、病院側のほうでは退院を進めれる状況であります。対応しないでそのまま入院し

ても、半額の医療収益が求められますので、これについては十分に、病院の経営について十分に考え、稼働率、収益性もあわせて考え、今实际的な42床の看護師基本配置は廃止されていますので、当然、人件費が多くなり経営バランスが悪く赤字の大きな要因だと思います。この件について、どのような改善策を考えているのか、まず最初に伺いたいと思います。

議長

病院事務長。

病院事務
長

只今のご質問にお答えいたします。まず、病床の稼働率につきましてですが、令和3年度4月で63.2%、5月で58%という病床稼働率ということになっております。6月につきましては、かつら園に転院された方が何名かおりますので、これよりはさらにちょっと低くなる見込みとなっております。また現在、本日現在入院している患者20人おるんですが、そのほとんどが90日を超える長期入院患者ということになっております。こういう確かに議員さんのおっしゃるとおり、診療報酬の点で90日を超えると加算されるものがなくなりまして点数が取れないのですが、行き先の見つからない患者さんとかもおりますので、そういう方を国保病院のほうで入院していただいているという形になっております。療養病床20対1と今の現在の看護配置の15対1の考え方ではありますが、療養病床20対1ということになりますと、その施設基準の一つに疾患のある患者の8割以上入院させておかねばならないという要件がありまして、その疾患につきましては、パーキンソン病関連疾患、慢性閉塞性肺疾患、悪性腫瘍、肺炎に対する治療を実施している状態、尿路感染症に対する治療を実施している状態、褥瘡に対する治療を実施している状態、1日8回以上の喀痰吸引を実施しているなど、これらのいずれかに該当する状態の患者を病床の8割以上入院させる必要があるということになっております。現在です。国保病院では、一般病棟入院基本料の地域一般入院基本料、看護配置15対1の入院料の届出を行っており、入院期間が90日を超えた場合が入院料、療養病棟入院基本料の点数に読替えて算定する届出をあわせて行っておりますが、入院料の収入に関しましては、療養病床の入院基本料1を初日から算定するよりは、入院初日から90日までは地域一般入院料3の算定、91日以降は療養病床入院基本料1を算定する現在の届出のほうが増収を見込めるという積算になっております。ご質問の主旨としましては、療養病床にすれば看護配置も1対20ということになりまして、収入もちょっと減るかもしれませんが、看護師も減らせるということになりますので、この辺の積算としましては、今後の新公立病院改革プランの中で検討させてもらいながら考えて、総合的に判断していきたいと考えております。以上です。

議長

金谷議員。

5 番
金谷議員

今の現状で、疾患が8割以上の方がいなければならないというふうな事務長の答弁でありましたが、いろんな形の中で、平取町ではかつら園とかそういうものとの連携を密にしまして、いろんな形の中で、先ほど言いましたその80%というのは、多分ALD区分の中でそれが適用していないというふうに私は解釈したわけですが、私はいろんな形の中で、かつら園のほうに行ってるような患者さんだとか、そういうものを調べてみると、その80%のような形の中では可能性はあるんじゃないかというふうに私自身も今考えておりますけれども、それがもしあれであれば、後から出てくると思いますが、包括の介護病床をそこに新たに新設をしていけば、新設をしても今の看護配置の人数で十分私は運用できるのではないかというふうには、私は捉えておるんですが、その辺についてちょっと事務長のほうから答弁を伺いたいんですが。

議長

病院事務長。

病院事務
長

お答えします。只今の療養病床20対1の関係であります、やはりそういう疾患を持ってる患者さんも8割確保するっていうのがまず一番ハードルが高いところでありまして、もしこれ8割を集められなかった場合というのが、さらに入院については点数が減点ということになりまして、もし8割確保していたとしても、患者さんが亡くなったりですとかしましたら、また次のそういう疾患のある患者さんを探さなければならないという状況となります。療養病床20対1のほかに、25対1というものもありまして、こちら25対1の配置になりますと、その該当患者の割合が8割から5割にハードルが下がりますので、そこでまた診療収入も減るんですが、看護師さんの人件費も減らせるということで、そういうどういう平取町にとって状況がいいのかというのは、今後積算して検討していかなければならない課題と思っております。

今ご質問でました地域包括ケア病床についてですが、こちらにつきましても、まず新設に当たっては、それなりの有資格者というものを確保しなければなりません。地域連携に当たります社会福祉士、常勤の理学療法士、作業療法士または言語聴覚士の1名以上の配置ということで、これにつきましては外来との兼務は駄目ということになっておりますので、それぞれ新たに配置しなければなりません。また、データ提出加算と言われております患者様のデータを正確に作成し、毎月報告することが求められており、これにつきましては大学病院などの病院と同様のデータ提出が求められて必要となるため、診療情報の管理を適切に行う専属の事務員が2名ほど必要となり、これらの有資格者を長期的に確保するということも課題であると考えられます。また地域包括ケア病床につきましても、入院料を算定できる期間が60日までとなっておりますので、退院の際のベッドコントロールが重要となるため、その患者様の受皿を確保する、連携業務が非常に重要となってくることになります。以上です。

議長

5 番金谷議員。

5 番
金谷議員

今の事務長の答弁で、いろんな形の中の縛りはそうきつくはないというふうに私は解釈しているわけですが、実際的に今の現状の中で平取国保病院の運営といいますか、そういうふうな中では、やはり長期入院をできるだけ少なくして、違う施設にというような方向性が強いというのがありますので、その辺については、やはり地域住民のそういうふうな入院した家族の方にしてみれば、大変なところがあるのではないかなというふうに私は思っております。その辺についても、いろんな形の中で福祉施設だとか、いろんな形の中で地域包括センター、いろんな形の中でその辺をもう一度きちんと密に連携をしながら、考えていったほうがいいのではないかなというふうに思っております。なぜかといいますと、いろんな形の中で、かつら園についての待機者もかなり多いと聞いておりますし、確かに多いです。その辺の患者の振り分けを上手にやれば、それぞれの事業所の運営がよくなるというふうに私は考えているわけですが、その辺のことも十分に今後本当に真剣にやっていかないと、このような状況で国保病院を運営していくと大変なことになるというふうな、大変私は危機感を感じております。なぜかといいますと、これから新築の償還等が出てきます。町からの繰り出しも当然多くなりますし、いろんなやはり行政の役割としたことが出来なくなっていくというようなことでございますので、その辺については十分、包括的な形の包括センターと、それから福祉、介護といろいろな形、医療と十分に検討して、医療福祉の考え方を進んでいただければというふうに思っております。それについて、事務長、どういうふうに思ってるかそれについてもお答えをお願いします。

議長

病院事務長。

病院事務
長

お答えします。今、金谷議員言われましたように、来年度から病院新築にかかる償還金のほうも本格的に始まってくることになってきます。現在も診療収入、入院収入とも、昨年よりはちょっとよく今のところはスタートしたんですが、6月もちょっと入院患者が今減少している状況でありまして、先生たちとも協議して、その辺りをどうしていくかというのを考えているところであります。また、かつら園の待機者の関係も今おっしゃられましたが、その辺の患者様のうまくベッドのコントロール、国保病院、かつら園、それぞれが良い関係となるようにその辺も協議して考えて参りたいと思います。どちらにしても国保病院を取り巻く環境は今非常に厳しいものがありますが、今後の病院の改革プランの中で様々な、先ほども申し上げましたけど、一般病床15対1がいいのか、療養病床20対1がいいのか、はたまた療養病床25対1というものがあるのか、うちの国保病院にとってどのような状況が一番診療収入等を稼げることができるか議論させていただいて、考えていかなければならない問題と思ってお

ります。以上です。

議長

5 番金谷議員。

5 番
金谷議員

では、わかりました。その辺については十分に包括支援センターと協議をしながら、よろしくお願ひしたいと思います。次に町民は、地域密着型を求めている中、地域包括センターを軸となり、先ほどもいろいろと答弁でお話をしましたけれども、医療、介護、福祉との連携強化をすることにより、それぞれの事業所の営業は円滑になり、そのことにより町民が安心安全で暮らすことができると思います。これからの国保病院の運営策として、病院の試算表で私なりに分析をしました。外来で現在の患者数は1日80人ですが、あと1人当たり1日当たり10人ほど増やし、医療収益が現在1人単価6000円弱で、あと2000円ほどの上げることが必要かと思っています。その結果、1年間3600万円の増収になります。国保病院の形態は高齢者が大半で、最低2回の定期採血検査また画像診断をルーチン化して、患者の健康を守るため全面に出し、患者に慣れていただく必要があると思います。他の病院では、このような1人当たり6000円の単価は普通であります。今現在6000円ですので、なかなかその分を2000円上げるということは、患者さんとしては、なかなか理解してもらうことは時間がかかりますが、今まで述べたことは、1人外来単価は本当に現実離れた数字ではないと思います。今まで余り検査をされてない状況だと私は分析しているところでございます。検査データは、患者の財産であり、高齢になりますといつ病気になるか予想されませんし、現在飲んでいる服用薬の効果などの判断も的確にできることから、最低2回の検査をすることにより早期発見、早期治療につながり、国保病院が町民から信頼され、かかりつけ医の役割を果たすことになります。年2回検査をすると、患者の一部負担額は1回当たり800円ほど高くなり、年間1600円ほど上がりますが、この点について十分に職員全体の経営的な感覚、理解をしていただき、経営改善をしていただくことを望むものであります。次に、入院では平均21日、病床稼働率が60%、目標は86%で、目標には果たしていない状況であります。医療業収入1人当たり1万5800円ですが、これは1日2万2000円から2万4000円は可能だと私は思っております。単価を上げることにより月に400万ほど増収、年間4800万円増収となりますので、外来入院合わせて約8400万円は増収になりますので、病床稼働率の目標を保つだけでなく、大きな赤字にはならないと思います。近隣町村の病院の試算書を分析しても、このような医療収益で経営をしております。国保病院は、救急指定病院で一次医療の中で患者の状態により、二次医療に病院医師連携として確定診断をしていただき、手術治療は終わり、逆紹介の患者を受け入れる役割でありますので、逆紹介の患者を十分に入れていく体制を整えていかなければ、このことが本当に重要だと私は思っております。先ほども療養病床、それから一般病床の変換

とかを変更していくということの答弁もありましたので、そういうことからいってそういう形の中で十分に、事務長も大変だと思いますが、その辺の組立てをし、それなりのマネジメントをしながら病院経営に努力をしていただきたいというふうに思っておりますが、それについての考え方をお聞きしたいと思えます。

議長

金谷議員、取りあえず通告の中に、診療単価の件とか病床使用率それから稼働率、あるいは逆紹介のこともちょっと具体的にないものですから、一応、今言ったことは、参考意見として事務長のほうに納めてもらって答弁控えたいと思いますので、よろしく願いしたいと思えます。次、質問、続けていいです。

5 番
金谷議員

全体的な病院の収益を上げるための一つの一考案として、私も通告以外にお話をしましたけれども、そういうふうな形の中で、今後とも努力して病院を運営していただきたいというふうに思っておりますので、それについてはよろしく願いをいたしたいと思えます。

では、次に人工透析の問題、2 番目の人口透析導入についてでございますが、現在、平取町で16名程度の人工透析者が他町村で治療を受けている状況であります。ますます高齢化が進む中、透析患者が近年増加傾向であり、また昨今、特に近隣町村の医療機関の受入れは厳しくなり、苫小牧まで通院されていると言われている状況であります。透析治療は週に3回で、1回あたり透析時間が4時間から5時間かけ治療を行います。現在、高齢化が進む中に、国内では28万人、道内で約1万4000人ほどの患者さんがおり、最近、糖尿病腎症からの透析治療に移行し、年々増加傾向にあります。今後とも多くなると予想されております。透析治療後は血液のバランスが崩れ、大変苦痛であり、肉体的に精神的に大きな苦痛の中で日常生活を送っております。通院を軽減するためにも国保病院に導入し、町内の送迎も計画していただき、また、先ほども言いましたけれど16人がおりますので、それについて国保病院としての、地域の役割としての導入を考えているのかをお伺いします。

議長

病院事務長。

病 院 事 務
長

お答えします。町内の透析患者の方が、他の市町村で治療を受けていることは承知しております。現在、町内に透析患者17名おまして、15名が門別国保病院、1名が苫小牧市立病院、もう1名が苫小牧王子病院で透析治療を受けていると病院では把握しております。現在の国保病院において、もし人工透析を導入するとしましたら、現実的なのは2階の病棟の一部を改修して、一部透析室を新たに増設する必要がある、透析装置をはじめとする医療機器の設置、専門の臨床工学士及び看護スタッフの確保など、多額の設備投資と準備資金が必要となり、これを改修するためには、透析の患者様を長期にわたり一定数確

保する必要がある、町内の透析の患者さんだけではなく、周辺地域からも患者を集める努力をすることが求められるかと思います。近年、人工透析におきましては、診療報酬改定のたびに単価が下がっている状況であり、厚生労働省では、2028年までに年間の新規の透析の患者数を3万5000人以下に減少させるという数値目標を掲げ、慢性腎臓病の取組みを推進することにより、新規の人工透析患者数の減少を目指しており、当町の保健推進係におきましても、糖尿病性腎症重症化予防プログラムとして取り組んでいるところでございます。日高西部地区の地域医療の役割として、近隣医療機関と同じ診療機能を増やして限られた患者を奪い合うよりは、周辺地域にない診療科を開設するか、他の医療機関と差別化を図ったほうが、設備投資の減が図られ、新たなニーズが生まれるのではないかなと考えます。今回ご質問いただきました内容につきましては、その設備投資の面ですとか、クリアしなければならない課題が多くあると思います。それで、病院の収益が上がる一つの方策ということになれば、これから策定いたします新公立病院改革プランや地域医療構想の中で検討させて、総合的に判断させていただきたいと考えております。以上です。

議長

5番、金谷議員。

5番
金谷議員

今の答弁でもう一度確認したいんですが、設備投資に係る、实际的に16人、17人を受け入れるということは、これは確かに大変だと思う。時間もかかると思います。まず最初に何台かを入れて、そして透析患者が、やはりすぐ地元を設置したからといって、こちらのほうに来るものではありません。それについては、いろんな形の中で、やはり交通の便だとか、そういういろんな形の中で大変だという、近くで透析治療をしていきたいという人は、そういうふうな形の中で、スピード感は遅いですが、やはりそういうふうな、先ほども言いましたように通院に大変苦慮されて、行く時はいいのですが、透析後が大変苦痛と聞いております。实际的に私の母も10年ほど透析をして、最後は透析中に亡くなったわけですが、そういう形の中で透析をした後は、大変に苦痛だということも常に言っておりましたので、そういうふうな患者さんの身になってみれば、いろんな形の中で、その辺も十分考えながら設置については、全部いっぺんに設置をするのではなくて、それをいろいろと今後検討をしながら、試算分析しながら、それと他の町村の人達の人数等も十分に調べながら取り組んでいただければというふうに思っておりますので、その辺についても、もう一度事務長の考え方をお聞きしたいのですが、よろしくお願いします。

議長

病院事務長。

病院事務
長

お答えします。門別国保病院のほうに今現在、町内の透析患者がほとんど行っている状況でありまして、門別国保病院と差別化を図るとすれば、今、透析に

かかる時間というのが、ほぼ4時間ということになっております。以前は4時間と5時間以上と診療収入が違ったということもありましたが、現在は先ほどもお話ししたとおり、診療報酬改定のたびに単価が引下げとなっており、4時間でも5時間でも診療収入は同じということで、短い時間で透析を行っていると考えております。透析の時間がやはり短いと体にかかる負担も大きいということで、差別化を図るとすれば、平取でもしやるとすれば5時間以上の身体に負担のかからないような透析を目指すのか、またある程度の人数がいないと収益的にも厳しいものですから大がかりにやるのか、その辺も検討していかなければならないこととなると思いますが、現状でちょっと仮の試算で、4ベッドぐらい透析室を設けた場合ということで私なりに仮試算してみたんですが、それでいくと、年間でいくと結構な収入としては赤字ということになるのですが、それなりの人数の患者様を抱えないと病院の収益的にはかなり厳しいものとなりますので、そういうこともいろいろケースを想定しながら、改革プランの中で検討、総合的に判断させていただければと思っております。以上です。

議長

5番、金谷議員。

5番
金谷議員

では、ぜひともその新改革プランの中に取り入れて、そういうふうな透析を設置を導入していただきたいというふうに思いますので、その辺についてよろしくをお願いします。あと最後に町長にお聞きしたいんですが、今の状況での病院の経営について、今後どういうふうな形の中で町長は考えているのか、その辺の考え方を答弁いただいて質問は終わりにしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長

町長。

町長

私のほうからお答えさせていただきます。今、事務長からもそれぞれ答弁差し上げましたけれども、金谷議員からもより具体的なレベルでご提言、病院の経営の改善に向けてのご提言を受けたというふうに理解しておりますので、これは真摯に受け止めてさせていただきたいというふうに思っております。本当に私としても、今の病院の経営状況については、本当にまず改善しなければならない非常に大きな重要課題だというふうに思っております。ただ私どもの地域医療を担う唯一の病院というようなことで、ある程度の不採算性はこれは否めないところがあるかなというところでございまして、それに伴う地方交付税も算入されるというところもありますけれども、私どもも今、総合計画の後期5か年の財政シミュレーションでも、ある程度の一般会計からの繰入れはやむなしというようなことでの財政計画は立てておりますけれども、それ以上いろいろ予期せぬことが出ますと、なかなか大変なところも出てくるということで、今日いただいているような提言を踏まえて、それから今まで経営を少しでも

いい方向に向けたいというようなことで、療養病床だったもの一般病床ですとか、いろいろこう取り組んで参ったという経緯もあるというふうに考えてございますので、人口の減少ですとか、患者のニーズも刻々変わるというようなことも現実としてあると思いますので、具体的に透析のことも出ましたけれども、当然透析の患者さんにとっては、地元でそういう病床があることは、これにこしたことがないというようなことは理解できるわけです。ただもともと今、整形外科ですとか、眼科も非常に患者さんのニーズが高いということで、その辺の充実も図らなければならないということで、総体的に今度そういったものへの対応をどうするかということを、それぞれ対応すればそれは理想なんですけれども、なかなか医療スタッフの確保ですとか、財源の関係とかでなかなかそうも行かないという現実もありますので、その辺ぜひいろんな取捨選択とか、より良い方法を院長はじめ我々も含めて、もちろん今の新改革プランの検討に議会の皆さん方も入ってもらっておりますので、その中でいろいろ意見いただきながら、本当に中長期的に実効性のあるプランをつくり上げるという方向でぜひ前向きに頑張らせていただきたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

議長

5 番金谷議員。

5 番
金谷議員

今、町長の考え方を十分聞かさせていただきました、今後とも病院のために努力をしていただきたいというふうに思っております。本日はどうもありがとうございました。これで質問を終わらせていただきます。

議長

以上で金谷議員の質問は終了します。
次に、6 番萱野議員を指名します。6 番萱野議員。

6 番
萱野議員

6 番萱野でございます。事前に通告しておりましたびらとり温泉ゆからの利用について質問させていただきます。ゆからは、オープンしてから7月で丸7周年を迎え、来館者へのサービス向上に関する配慮や工夫がされていることから、町民をはじめ町外からの利用者も多くなっていると思いますが、この間の来館者数など利用状況はどうなっているのでしょうか。町内の65歳以上に配布されている入浴券の利用割合も伺います。また、昨年から新型コロナウイルス感染拡大の影響により厳しい経営状況が続いていると思いますが、これまでと比較して、実績としてはどのような数字になっておりますか。施設の指定管理者である株式会社アンビックスへは、町からの財政的な支援あるいは補填などがありますか。これについてまず伺いたいと思います。

議長

観光商工課長。

観光商工課長	はい。只今の質問にお答えしたいと思います。まず、ゆからにつきましては、オープン翌年の平成27年度から令和元年度までは、宿泊日帰りで年間10万から11万人の方にご利用いただいております。昨年度につきましては、新型コロナウイルスの関係もございまして、合わせて9万人程度に収まっておりますが、平均したら10万以上の方には来ていただいております。また、ご質問にありました65歳以上の方ですけれども、この方たちにお配りしている無料入浴券につきましては、平成29年度から申請制となっておりますので、全員に配布されているわけではございません。申請すると1人当たり24枚の入浴券をいただくことが出来ます。年間約1900人ぐらいが対象となっており、申請率の平均は45%程度、年間利用枚数は平均9800枚で、1人当たりの利用につきましては11枚の利用となっております。また、業績につきましては、胆振東部地震の平成30年度を除くと、オープンから右肩上がりで順調に推移をしておりましたが、令和元年度の黒字額が約2000万円に対し、昨年度、令和2年度の黒字額につきましては、前年の4分の3の約1500万程度の黒字となっているということでお聞きしております。また、最後にご質問のありましたアンビックスへの財政的な支援等については、現在のところ実施してございません。以上でございます。
議長	6番萱野議員。
6番 萱野議員	はい、具体的な数字、ありがとうございます。二つ目の質問なんですが、宿泊施設も入浴施設も好評と聞いていますが、この間の来館者、利用者から施設やサービスについて具体的な要望は寄せられていますか。特に入浴施設は町内高齢者の利用が多いと思われます。浴室の手すりや滑り止めなどの安全対策はなされていますが、現在、男女それぞれに高温泉、ジャグジー低温泉、炭酸泉の三つの浴槽があり、それぞれ手すりが一つずつとなっています。今後が増えると思われる高齢者の利用を考えると、安心安全に入ることができる温泉は、施設のPRになると思いますが、手すりを増やすなどの整備は可能でしょうか。また、現在検討されていることはありますか、お伺いいたします。
議長	観光商工課長。
観光商工課長	はい、それではお答えさせていただきます。まず、管理しておりますアンビックスにも確認いたしました。現在のところ、利用者からの直接の要望等はございません。また、手すりにつきましても、利用者の安全や安心を考えた場合、どうしても今後必要になってくるかと思っておりますので、費用や時期等調整が必要となります。温泉工事のためには休まなくては駄目なものですから、そういうのをまた今後調整していただいた後、対応させていく方向で進めさせていただきたいと思っております。また、あと3年でオープンから10年を迎えるとい

うこともありまして、施設もところどころ傷んできておりますので、その頃には大規模な改修等も含め今後また検討させていただきたいと思っております。
以上です。

議長

6 番 萱野議員。

6 番
萱野議員

6 番 萱野です。最後に一つ確認なんですが、手すりの増設については、近い将来設置できるということによろしいのでしょうか。

議長

観光商工課長。

観光商工
課長

はい、時期とかはちょっと明確には出来ませんが、今後設置する方向では進めさせていただきたいと思っております。

議長

6 番、萱野議員。

6 番
萱野議員
議長

はい、ありがとうございました。

よろしいですか。以上で萱野議員の質問は終了いたします。

以上で、通告のありました議員からの質問は全て終了しましたので、日程第 5、一般質問を終了いたします。

以上で、本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会いたします。

ご苦勞様でした。

なおこの後、休憩を挟みまして、2 時 1 5 分からこの議場におきまして議員全員協議会を開催いたしますので、ご出席いただきますようお願い申し上げます。

(閉 会 午後 2 時 0 5 分)